

學校に於ける教育事業の大部分は毎日毎時の課業によりて行はるるものにして其一面の目的は知識技能の教授にあれども一面に於て性格訓練の機會となるものとす。學校教育を以て社會生活の準備として之を見るときは學校の課業は社會に於ける業務の訓練と見るべきものなり。是を以て吾人は課業によりて業務に必要な諸徳の訓練をなすべし。吾人は社會の分業制度に於て何等か一定の業務に従事して其責任を盡さざる可らず。而して社會國家の各員が自己の従事する業務の責任を盡すや否やは其個人の自己發展を左右するのみならず實に國家の發展社會の進歩如何の依りて係る所なり。是を以て吾人は先ず課業に對する義務責任の觀念及感情を養ひ將來業務に對して表裏無く義務責任を盡す基を作るべし。而も此美徳を養成せんとするには毎日毎時の課業に對する義務責任を實行せしめ反覆の結果其習慣となさしむるを以て最も有效の方法とす。課業に對する義務責任を盡す精神を養ふは將來自己の業務を尊重する精神

業務に必須なる諸徳の訓練

義務責任を實行する習慣

自己の職業の尊重

課業の尊重

勤勞勉勵

を養ふ上に重要な關係あり。人間の社會に於ける位置職業には高下尊卑の別ありと雖も是れ分業制度の然らしむる所にして如何なる位置にあるものも其全力を盡し最善の方法を竭して始めて社會に有用なるものにして若し自己の地位卑く職業尊からざるが故に其義務責任を輕んずるときは社會國家は其存立の基礎を危うするものと言ふべし。如何に卑しき業務に従事するものもよく其義務責任を盡すときに於て道徳的價値を生じ如何に尊き地位にあるものも其義務責任を輕んずれば道徳的價値を失ふものなり。是を以て學校の課業に於ては如何なる課業をも同様に義務責任の精神を以て實行する習慣を養ふべし。若し不幸にして重要ならざる課業を輕視する習慣を作らば他日己の意に満たざる業務に従事して其責任を盡さざる惡徳を養ふ素地となるべし。約言すれば吾人は兒童をして其課業に對する嚴肅の態度を養ふべきなり。

勤勞勉勵の習慣は義務責任を盡す習慣に次で業務に缺く可らざる所な

り。如何なる業務も其目的を達し其責任を盡すには勤勞勉勵を要せざるなし。人若し此徳を缺かば如何に義務責任の精神ありとも之を完うする能はざるべし。勤勞勉勵は目的を固執して之を貫徹せんとする熱心と不快を忍び抵抗に克つべき努力とを必要とす。是を以て勤勞勉勵の習慣を養はんとすれば勤勞勉勵を實行して熱心と努力との鍛錬の功を積まざる可らず。學校の課業は實に此習慣を養ふべき好機會にして吾人は毎日毎時實行鍛錬すべき者と信ずる者なり。勤勞勉勵は現實社會の業務に於て一日も缺く可らざる所なり。而も其日常平凡の徳なるが故に世人或は之を輕視し何等か高尚なる徳行を爲すにあらざれば道徳的價値なきが如く思惟する者あり。吾人の見る所を以てすれば非常の場合に處する非常の覺悟は固より之を缺く可らざる所なりと雖も之を過重するが爲めに日常必須の徳を輕視するが如きは本末を顛倒したるものなり。非常の徳は日常の徳を養ひたる上に於て之を養ふべきものとす。人若し未だ衛生の

法を知らずして看護法のみを學ばんとせば誰か其愚を笑はざらんや。日常必須の徳は各自實行し得る程度に於て之を實行し鍛錬し得る程度に於て之を鍛錬し、毎日毎時實行鍛錬の功を積みて漸次之を完うすべきものにして到底一二の教訓又は斷續的の實行によりて得らるべきものにあらず。故に學校の課業は漸次兒童の奮發努力を要求し勤勞勉勵の徳を進むる法を講ぜざる可らず。學校の課業容易に過ぎ何等努力奮發を要すること無ければ之によりて勤勞勉勵の徳を進め又は競争劇甚を極むる現實の社會に處して渾身の勢力を傾注し堅忍持久の精神を以て努力奮闘する素地を作る能はざるなり。

此他課業は整頓秩序規律綿密機敏沈着等の如き業務に必須なる諸徳を訓練することを得べし。

課業は個人が個人として業務に従事する訓練をなすのみならず、又同時に共同團體として業務に従事する訓練をなすものとす。即ち課業其物に

對する義務責任の精神及課業の目的を達するに必須なる勤勞勉勵其他の諸徳を養ふ外に課業は共同團體をなして之に努力從事しつゝあることを自覺せしめ以て業務の社会的動機を養ふとを得るなり。學校は一個の共同團體なるが如く學級も亦一個の共同團體にして共同の目的を有し一人の一舉一動は全體の利害に關係す。學級内の課業は即ち此共同團體の行ふ業務にして各兒童は單獨に孤立して之に従事すべきものにあらずして協同一致相助力して其目的を達すべきものとす。換言すれば學級は共同課業の團體と見ることを得べし。是を以て兒童は自己一人の發達を圖るのみならず、學級全體の進歩に留意すべく、個人の進歩如何は學級全體の進歩如何に關係すること極めて重大なることを自覺せしむべし。是れ即ち兒童をして獨立したる個人としてのみならず同時に社會の一員として社會的訓練を行ふものにして、兒童の社會的本能及之より發達したる感情を善用して協同助力の精神を以て業務に従事する習慣を養ふべきものとす。

課業は凡て此精神を自覺せしむべしと雖も、共同課題又は共同作業の如きは最もよく此目的を達するものと言ふべし。

性格の直接訓練の第一の方法として擧げたる管理は課業に際して同時に行ふ所にして管理は課業を行ふ必要條件とも見ることを得べし。今之を兒童の性格を訓練する上より言ふときは管理は外部より強制して先づ他律的習慣を養はんとするものにして吾人が今茲に述べたる課業によれる訓練は一層多く自律的の要素を含めるものにして兒童の自發的活動によりて自己の意志活動の習慣を作るを以て目的とするものなり。他律的訓練は漸次に自律的訓練に移り行くものなれば吾人が茲に述べたる所の如きも小學校の初年級より直ちに行ひ得べきことにあらず。兒童の發達に應じて適度に之を行ふべきものとす。

六、作業によれる訓練

作業は固より課業の一部と見做すことを得べし。此意義に於ては課業に就きて述べたる所は凡て作業に就きても同様なりと言はざる可らず。然るに吾人が今茲に作業の一項を設くる所以は近時作業の問題漸く露しきによるなり。作業は廣義に之を解するときは精神的作業をも之を包含

作業と自
律的訓練

社會的訓
練

個性觀察

すと雖も、通例筋肉の運動を骨子とせる作業を言ひ其最も狹義なるもの
ありては單に生産的作業を指すものあり。吾人は茲に通例の意義に於け
る筋肉運動を骨子としたる作業を指すべし。作業の教育的價値は所謂作
業學校主義の教育學者の大に闡明したる所にして吾人は屢之を引用し殊
に教論に於て詳述したる如く兒童の自發的活動を本領とす。之を以て
訓育上に於て自律的習慣を養ひ進んで自己訓練をなさしむるには最も適
切なる機會と言ふを得べし。又兒童は本來活動的にして自發的活動を本
領とせる作業に従事することを好むことは既に教授論に於て述べたる所
の如し。作業は通例の課業よりも其活動一層實際生活に近きを以て社會
生活の準備としては極めて適切なりと言はざる可らず。是を以て作業は
意志活動を訓練して勤勞の習慣を養ひ又共同の精神を養ふに適切なるの
みならず其他に幾多の徳性を陶冶するを得べし。殊に作業に於ては兒童
の自由活動の機會多きを以て其個性の觀察に便宜を與へ之を顧慮して個

人に適切な訓育を施すことを得べし。

生産的作業にありては其結果最も具體的に眼前に表はるを以て意志活動の
状態即ち勤勞の如何が作業の上に及ぼす影響は時々刻々最も痛切に之を自覺
することを得べし。殊に其目的を貫徹するまでは之を固執して意志活動を繼續
せざる可らず。是れ作業が意志活動を鞏固ならしめ且勤勞を喜ぶ習慣を養ふに
有效なる所以なり。

作業は單に物品を製作し其熟練を得且つ身體の勞作に慣れしむるのみに止
まれば其教育的價値は比較的に少く所謂勞働者教育の誘を免れざるべし。學校
教育に於ける作業は單に身體の勞役に服せしめ作業の熟練と勤勞の習慣を養
ふのみに止るを以て目的とせず、訓育に於ては單に勤勞の習慣のみに止まらず
人間の社會生活上の任務の上より缺く可らざる共同の精神其他幾多の徳を養
ひ且つ教授の上に於ては獨立の思考力、創作工夫の力を養ひ且つ美育體育の上
にも價値少なからずとす。故に作業は此等諸方面の任務を併せて始めて其教育
的價値を發揮するものとす。今日大に作業の獎勵せらるゝは教育の方法として
教授・訓育・美育・體育に亘りて多方面の價値あるに由るなり。故に若し其一方に偏
せば作業の當然具有すべき教育的價値は大に減殺せらるゝものと言ふべし。本
邦近時學校に於ける作業は校舎内外の洒掃・學校園の手入・寄宿舎の自炊等の如

作業と勤
勞を喜ぶ
習慣

作業の教
育的價値

きもの限り専ら身體勞作の習慣を養ふに全力を注ぐが如きは極めて狹隘の意義に解釋せるものと言ふべし。作業に伴ふ知的陶冶の如きは最も看過す可らざる所とす。又作業を手段として行ふ訓練の如きも單に勞作の習慣のみならず共同の精神は勿論其他幾多の徳を陶冶し得べきことを忘る可らず。彼の動物飼養の如きは同情を養ふに最も有效なる機會となるものなり。

作業は實行なるが故に實行主義鍛錬主義の訓練の方法としては極めて有效なるものとす。故に學校課業中身體の勞作に屬するものは之を作業と見做ことを得べし。裁縫・手工は勿論農業商業の實習に屬する部分に於て殊に然り。本邦小學校令施行規則に於て裁縫は節約利用の習慣・手工は勤勞を始むの習慣・農業は勤勉利用の心・商業は勤勉敏捷にして且信用を重ざる習慣を養ふを以て其教授要旨中の一に加へたるは今日の所謂作業學校主義の精神に外ならざるなり。

七、遊戯及運動競技によれる訓練

遊戯の本能が學習の基礎を作ること及び其自由の活動が束縛を加へたる課業に遷るの橋梁となり間接に業務の準備となることは既に教授論に於て之を論述せり。吾人は訓育の上に於ても同様の關係を見ることを得

七、遊戯及運動競技によれる訓練

遊戯と業務

べし。兒童が始めて學校に来る以前に於ける幼兒期の活動は主として遊戯に屬するものにして幼兒は外部より何等の拘束を受くることなくして恣に自由の活動をなし内部の本能の衝動に基きて自在に自己を發表して之を樂しみ之を喜びて身心の活動を増進し其自然の發達を促すものとす。訓育上より之を見れば道德的意識の自然の發達を促せるものなり。然れども學校に於ては兒童の活動は束縛を受けて課業によりて將來の業務に必須なる徳性を涵養せざる可らず。加之、吾人は終生遊戯によりて獨立生活を營む能はざるを以て遊戯は動もすれば業務の觀念と相矛盾するが如く誤解せられ學校に於ける遊戯を以て罪惡の如く思惟したるもの少らず。是れ甚しき謬見なり。業務には固より義務責任の束縛あり、人は之に對して嚴肅の態度を要すと雖も遊戯は本來全然之に矛盾するものにあらず、又人間は終生一面に於て遊戯の要素を必要とするものなり。

學校教育の目的は將來の社會生活に於ける業務の準備を必要とするは

勿論なりと雖も、兒童が全然遊戯の時代より學校に入りたるときに方り俄かに遊戯を捨てて嚴肅なる業務の訓練をなすは兒童生活の變化急劇に、失し其心身の發達に適切なる所以にあらず。之を以て小學校の初年級に於ては過渡の時期として純然たる遊戯を存するのみならず、其課業も遊戯の精神を取り兒童の自由活動を許し其自由發表を獎勵すべきものとす。之れ兒童をして眞に學業を樂しましめ將來に於て自己の業務を樂しみ喜んで自己の任務を盡す素地を作るものとす。遊戯は兒童の發達に伴ひ漸く其性質を變じ漸次其中に業務の要素を加へ來り少年少女期より青年期に互りて行ふ運動遊戯の如きは性格訓練の方便として極めて有效なるものとなるなり。遊戯は如何なるものにもありても一方に於ては娛樂を與へ一方に於ては性格の陶冶に資し同時に體育を兼ねるものなり。

遊戯は自由なる活動にして快感を伴ふ所より個性の自由發達を促すことと多し。又兒童の個性は最もよく遊戯中に露出するを以て教師は精密に之を觀察して訓練に資すべき多し。遊戯は自然の體操と言ふべく吾人が體操教授の要旨に於て訓育上の價値を述べたる所は殆んど皆之を移して遊戯に及ぼすことを得べし。遊戯は個人的訓練としては情性を快活豁達にし勇氣耐忍果斷熱心等の諸徳を養ひ團體的訓練としては規律を守り正義を重んずる習慣殊に競争遊戯に於て協同一致の習慣等を養ふことを得べし。又遊戯に於ける個人相互の接觸は極めて圓滿なる交際の機會となるを以て青年期にありては殊に有效なる社交的訓練の方便となすことを得るなり。

遊戯の體育上の價値は世人之を知悉するも其訓育上の價値は未だ充分に理解せられざるもの如し。人間は如何なる年齢に於ても一方に娛樂を要す。苦痛のみありて娛樂を知らざれば身心の精力を消耗し去らんとす。遊戯は一方に於て娛樂となり一方に於て性格の訓練となる點に於て獨特の性質を有す。遊戯には娛樂を伴ふを以て若し之に耽溺して課業の本務を怠れば其弊害大なりとす。英米に於て運動競技は有力なる性格訓練の方便となれるに反して我國の中等

學校及其以上の學校に於ける運動競技は或は勝敗に心を奪はれ或は之が爲めに學業を犠牲にせんとする弊害なしとせず。運動競技が學校教育に採用せらるるとせばその本旨は勝敗又は娛樂の爲にあらずして性格の訓練及體育の上にあると言はざる可らず。

運動競技の教育的價値を信ずるものは英米人に如くは無し。獨逸人は最近に至りて稍英米を學びつゝありと雖も、未だ之に及ばざること遠し。

八、自治制による訓練

性格の訓練は本來他律的より自律的に向ふべく其所謂自律は畢竟自治の義に外ならずと雖も、學校内の組織に特に自治の制度を設け一方に於ては自律的訓練の趣旨に副はしめ、一方に於ては國民的生活に必要な公共的精神を育成せんと圖るものを學校に於ける兒童生徒の自治制とす。換言すれば兒童生徒の團體的生活に自治の組織を作り、之によりて自治の精神を育成せんとするものなり。

學校は一の共同生活の團體と言ふべく、一學級も亦同様の共同生活の團

體と言ふべく此外學校に於て必ずしも學級の區別によらずして何等か共同の目的を以て組織する幾多の團體は凡て共同生活の團體にして孰れも公共的生活の方面を有するものとす。今訓育上より之を見れば規律の監督權を全然學校の手に掌握し兒童生徒は全然被監督者の位置に立つときは之を訓練上の專制主義と言ふべく、之に反して學校は監督權の一分を兒童生徒に授與し本來監督者の行ふべき事項の一部を割きて之を兒童生徒の有爲なるものに委任するときは之を訓練上の立憲主義と言ふべし。自治制是なり。自治制とは共同團體の經營監督を兒童生徒自から之を行ふもの是なり。苟も學校内にある以上は如何なる團體も全然學校の監督を脱すること無かるべしと雖も、兒童生徒自からは全然受動的にして何等此點に就きて權能を委託せらるゝや否やに就きて吾人は自治の要素の有無又は程度を推知することを得べし。兒童生徒の自治制は訓育の主義に就きて述べたる所と同じく其發達の程度によりて異なるべきものにして共

年齢の長ずるに従ひて自治の要素を増すを以て至當とす。故に自治制は小學校に於けるよりも中等學校に於て一層適切なりと言ざる可らず。然れども訓育の主義の如何によりては中等學校に於ても尙專制主義を行ふを得べく、小學校に於ても尙立憲主義を執ることを得べし。吾人の訓育の理想より言ふときは自治は自律の精神に適ふものにして成るべく早くより此方針に近くものを一層適切なる方法と見ざる能はざるなり。

自治制の精神は外部の強制壓迫を待たずして兒童生徒自から進んで團體の規律に服従して其秩序を保ち其風紀を維持し其共同の目的を達せんことを努むるにあり。故に自治の制を施すには之に先ちて兒童が之を爲すに相當なる心意の發達あるべきことを豫想し又學校にて之を許すには兒童が之を實行し得る能力あることを信任するものと言はざる可らず。自治制は兒童生徒の人格と能力とを信任して其自重自信の念を鼓舞し其自由と特權とによりて責任を自覺せしめ以て共同團體に對する公共心の

自治制の精神

基礎となし輿論を重んじ代表者の意見を尊び適材を適所に配して團體の意志を行はしむ。故に自治の反面は協同一致にして團體の成員相互に協心戮力するにあり。學校の名譽不名譽を以て兒童生徒自身の事とし校風の振ふも振はざるも兒童生徒の覺悟如何にありとし、學校の獎勵を待たずして自から奮勵努力して學校の名譽を掲げ校風の振作を圖り、若し之に反するとあれば學校の制裁を待たずして兒童相互の間に於て最も有效なる制裁の法を講ずるは自治の精神の存する所なり。凡そ共同團體に屬することは事大小と無く適當の機關を設けて兒童生徒自から之を處理し學校は單に監督の位置に立ちて成るべく之に干渉せざるは自治團體の行動の本領なり。若し學校内に於ける各種の團體が自治の組織により自治の精神を以て行動し學校全體又は一學級も亦同様の自治制によりて訓練せらるるものとすれば將來現實の社會共同生活殊に公共生活の準備としては極めて適切なる者と言はざる可らず。團體の組織若し現實社會の分業制

度の組織に接近せば個性を尊重し適材を適所に用ひて其長處を發揮せしめ其自信を得しむるに最も有效なるのみならず又社會生活の準備として最も適切なるものと言はざる可らず。

兒童生徒の自治制に於て最も成功したるものは英米の中等學校と言ふべく而も小學校も之を以て模範として實行し得る程度に於て之を實行せり。殊に米國の學校に於て學校の組織を國家又は都市の行政組織に則り學校に於て公民生活を學ばしめんとするは此思想を最も極端まで適用したるものとす。通例所謂學校の自治制は各學級の管理を助くる兒童生徒の當番又は級長の類を置き兒童生徒の經營に係る團體に各種の委員又は役員を置きて其事に當らしめ學校は出來得る限り之に干渉せず間接に監督者の位置に立つものとす。英國の學校生活に於ける自治の精神は其立憲政治が他國に模範を示したるが如く漸次他國に採用せらるる趨勢あり。

英米學校の自治制

九、寄宿舎に於ける訓練

○參考書 野田義夫著 歐米列強國民性の訓練

九、寄宿舎に於ける訓練

吾人は第一編第五章第二節に於て通學制度と寄宿制度との得失につき一言したり。今訓育上より考察するも同様の結論に到達せざる能はず。吾人の理想より言へば家庭は性格の陶冶に最も適當なる場所と言はざる可らず。家庭の事情又は學校の性質より寄宿制度を必要とするときは家庭生活と最も接近したる組織に於て之を行ふを以て最も有效なりと言はざる可らず。殊に女子の寄宿舎にありては家事の實習は必然の要件とすべきにあらずや。寄宿舎の制度其宜しきを得、學校の訓育其當を得るときは寄宿舎に於ける訓育は家庭に於けると同様なる訓育上の効果を收むること其例に乏しからず。英米の寄宿舎の如きは其適例なり。寄宿舎は前に述べたる自治制を實行するに最も適當の場所にして此點に於ては家庭の遙かに及ばざる所なり。

家庭的要素

自治的訓練

十、其他學校生活に於ける訓練の機會

十、其他學校生活に於ける訓練の機會

此外學校の催す諸般の集會遠足修學旅行學藝會校友會父兄會卒業生會等は現實社會に行はるる會合同様の性質を有し又現實生活に接近すること多く従つて兒童生徒の興味を喚起し其自由活動を誘發すること多ければ實行主義の訓練法より之を考察すれば此等の場合に於ける實行は兒童生徒の心意に印象すること深き上より言ふも又平素訓練せられたる所を實行する上より言ふも現實生活に於ける實行によりて性格を訓練する上より言ふも、訓育上極めて重要な價值あるものと言はざる可らず。殊に師弟の人格の接觸の如きは斯かる不用意の間に非形式に行はれたるときに最も自然にして且つ有力なる感化を及ぼすこと少なからず。教師も亦斯かる場合に於てよく兒童生徒を知り且つ之と親しむ機會を見出すものとす。果して然れば、教育者は斯かる訓練の機會につきて一層の考究を要するものにあらずや。

人格接觸の機會

實行の機會

十一、命令及禁止

十一、命令及禁止

命令及禁止は多く兒童の思慮の力なく自制力なき初歩の訓練に用ふべきものにして主として他律的訓練の方法なり。故に自律的訓練にありては命令禁止の必要無きを以て其理想とす。命令禁止は教師の權威を以て行ふ所にして教師の權威は道德の權威を代表して未だ十分に之を理會せざるものに強制執行するものとす。是れ實に兒童の本能の衝動を制御し他律的に道德的習慣を作るに最も有效なる方法とす。

教師の權威

命令禁止に關する注意

- 今左に命令禁止に關する二三の注意を擧ぐべし。
- (一) 命令禁止は成るべく少なかるべし。殊に一時に多くを發す可らず。
- (二) 命令禁止は一回發する所によりて實行の效力あらしむべく、同一の命令禁止を數回反覆す可らず。
- (三) 命令禁止は合理的にして其方針は終始一貫すべく矛盾又は取消ある可らず。

- (四) 命令禁止は公平無私なるべし。
- (五) 命令禁止の用語は簡單明瞭にして其語調嚴格確固たるべし。
- (六) 命令禁止を與ふる前には充分に其適否を考慮すべく、實行し難き命令禁止を發す可らず。

十二、賞罰

十二、賞罰

賞罰は命令禁止の如く主として他律的訓練の方便にして、自律的訓練に於ては全然其必要なきを理想とす。古來自由主義を唱へたるものは多く處罰に反對せり。訓育は善を行はしむるを理想とするものなれば處罰の必要を生ずるは訓育の失敗を自白するものに外ならず。彼非行に鞭撻を加へ善行に菓子を與ふるが如きは奴隸又は犬馬の訓練法にして嚴然たる人格を具へ良心の權威に従つて行動すべき人間を遇する所以にあらず。

賞の可否に就きては古來議論甚だ多し。人は本來賞を豫期せずして善を行ふべく、義務及責任によりて行動すべきものなり。是れ即ち自律自治

賞

賞の利害

賞を行ふ注意

の本領にして賞は必要の條件にあらず。唯自信と自重心とを喚起する爲めに獎勵表彰の手段として之を行ふは必ずしも不可なるにあらず。然れども其方法宜しきを得ざれば過度に名譽心又は競争心を刺戟して虚榮心又は功名心を養ふことあり。賞は畢竟手段にして目的にあらず。兒童をして賞を目的として善を行ふ動機を生ずるに至らば全く本末を顛倒せる者なり。賞品は物質的なれば之を以て善行の目的と誤解せしむる恐あるを以て望まじからず。之を以て賞は物品ならんよりは褒詞賞牌徽章名譽職等の如きものを以て善行を認定し又は之を表彰するを以て足れりとす。

賞を行ふ注意

- (一) 賞は公平なるべく、他人の嫉妬猜忌を誘發す可らず。
- (二) 努力によりて爲したる善行を賞すべく、天稟の性は之を賞すべからず。
- (三) 賞は之を節用すべく、屢之を行ふ可らず。

罰は本來教育的のものにあらず、如何なる場合に於ても避け得べくんば

罰

罰の目的

之を避くべきものとす。然れども已むを得ざれば罰の苦痛によりて道德の權威を知らしめ非行の再發を防ぎ又は執拗者を壓服せざる能はず。罰は容易に之を課す可らざるも之を課する必要があるときは嚴格にして有效ならしむべし。

罰の種類

罰に體罰・自由罰・名譽罰の三種あり。體罰は直接に身體の苦痛を感ぜしむるものにして最も原始的のものとす。本邦は佛國瑞西の如く之を禁止し英獨の如く一定の條件の下に體罰を許せる所に於ても女子には體罰を課せざるを常とす。自由罰とは禁足留置等の如く兒童の自由を拘束するものなり。名譽罰は非難・誹謗・譴責・起立退場等の如く不名譽を來し不面目を感ぜしむる罰を言ふ。

罰を行ふ注意

- (一) 罰は改悛を旨とし報復又は謝罪を目的とす可らず。
- (二) 罰は少きを可とし務めて之を未然に防ぐべし。

ロックの説

- (三) 罰は公平なるべし。
- (四) 罰は輕きに從ふべし。
- (五) 罰は適度なるべし。
- (六) 罰は嚴肅なるべし。

古來罰に關する學者の意見甚多し。ロックは英人の罰に關する意見を代表するものと言ふべく、人の人格と自由とを尊重し當時行はれたる鞭撻の體罰には極力之に反對し之を課するときは其脅迫の爲に自重心を失ひて奴隸根性を養ひて卑屈ならしむるのみならず、毫も克己自制の徳を養ふに功無く而も其目的とする事項を厭はしむるものなりとせり。是を以て訓練は兒童の名譽心に訴へ善行賞讃せられ惡行輕侮せらるゝことを覺らしめ、以て賞讃を願ひ、輕侮を厭ふの念を養ひ先づ其體面を重ぜしめ漸次高尚の義務を認識せしむ。故に懲罰は成るべく之を輕くし之を課するに感情を交へず又誹謗を加へず、唯頑固執拗の者に限り之を鞭ち屈服するに至りて止むべしとす。而も體罰を課するに方りても身體の苦痛を與ふるよりは其名譽心に訴へて羞耻の念を起さしむるを主とすべし。又賞讃は他人の面前にて之を行ふを得るも非難は之を避けて内密に之を爲すべしと言へり。

敬虔派の代表者獨逸人フランケが懲罰に關して教師に注意したる所は其熱誠なる基督教の信念と兒童に對する滿腔の愛とを注ぎたるものにして大に教育家の參考とするに足る。

- 一、懲罰は道德上の過失に對して之を行ふべく學科の爲めに行ふ可らず。
 - 二、懲罰已むを得ざる時に之を行ひ其手段は温和なるべし。嚴罰を加ふ可らず。
 - 三、懲罰を加ふるときは神に祈るべし。
 - 四、他人をして規律に従はしめんとせば己れ自ら先づ規律を守るべし。
 - 五、決して怒に乗じて罰す可らず。
 - 六、不氣嫌なること勿れ。常に親切にして同情あるべし。
 - 七、激語を發する勿れ。
 - 八、誤解して叱咤する勿れ。
 - 九、年齢に相應なる小過を罰する勿れ。
 - 十、兒童の氣質によりて懲罰を參酌すべし。
 - 十一、嚴格の反對に陷ること勿れ。(不規律を誠む)
 - 十二、十五歳以上のものは他人の面前にて叱責する勿れ。
- 訓練上極端なる自由主義を唱へたる佛人ルソーは人爲的の權威に反對したるが如く人爲的の懲罰に反對し、兒童若し過失あれば之を咎むること無く、之よ

り生ずる自然の結果によりて自ら懲罰の何物たるを知らしむべしとす。假へば窓を破壊すれば寒氣に觸れて風邪にかゝるを以て自然の懲罰とし之によりて過失の反覆を防がんとせるが如し。

輒近「兒童の家」を以て有名なる伊太利人モンテッソリ女史は訓練に於てルソーより脱化したる自由主義を唱へたるが如く、罰を課せざるに於ても一致せり。兒童が自由に活動して得る所の自己の満足は其自身に於て賞にして非行又は過失に對する不快は其自身に於て罰なりとす。非行又は過失は之を注意して改めざれば病氣の爲なるべしとて醫師の診察を受けしむ。兒童若し健全なれば室の一隅に別席を設け安樂椅子を與へて靜座して他の兒童の活動を傍觀せしむ。而も之を遇すること病者の如く親切にす。女史は此法によるときは叱咤よりも遙かに有效なりと言へり。

第七節 訓育の徹底

訓育の效力は其徹底の程度如何にあり。而して其徹底の極致は良心の權威と道德の權威と全然符合一致してあらゆる意志活動を支配するにあり。訓育の目的は道德實行の習慣を作るにあれども他律的習慣に止まらば人

權威の確
信と實行
の習慣

諸徳の統
一及徹底

方法の徹
底

の行動も器械の運轉と選ぶ所なし。之を以て性格の陶冶には道德の知見の修養を要す。而も其知見は道德と良心との權威とを認め如何なる變事に遭遇しても毫も判断を誤らず又之を疑はざる確信あるを要す。此確信ありて而も實行の習慣あるものにして始めて訓育の徹底を見るところを得べし。夫徳目は多岐なりと雖も其極致に於て統一し、良心も性格も一ありて二無く、其極致に徹底すれば八面玲瓏にして其價値に於て上下すべきなく、其差別に拘泥すへきなし。一徳を修めて其根柢に透徹すれば他の徳は自から其中に包含せらるゝものあり。一時に多數の徳を修めんとして淺薄皮相に止まらば所謂二兎を逐ふて一兎を得ざるの謗を免れざるべし。吾人が上に述べたる訓育の方法も多様なりと雖も、此等は悉く一樣に訓育に必要なりと言ふにあらず。方法其宜しきを得ば僅かに其一二によりて訓育の目的を達することあるべく又其方法の效力も人によりて同じからざるべし。要は其方法の種類よりは寧ろ其徹底の如何にありと言ふべし。

第四章 美育論

第一節 美育の目的

美育の目的は美的情操を陶冶して美を鑑賞する趣味を涵養し併せて美を創作表彰する技能を助長するにあり。約言すれば美的趣味の養成にあり。美的情操とは美に對して快感を覺え醜に對して不快を感ずる情操にして趣味とは醜美の判断力を指すこと良心の道德に於けるが如し。美の鑑賞は固より美的情操を基礎とすれども其一面は知的作用を包含すること疑を容れず。美の創作表彰に於て構成的想像を要すること勿論なり。然れども美育は主として之を美的情操の陶冶と言ふことを得べし。

心的陶冶を知情意の三方面に分つときは教授は知的陶冶を主とし訓育は意的陶冶を眼目とせば美育は情的陶冶を本領とするものと言ふべし。然れども教授・訓育・美育の孰れに就きて之を言ふも知情意の三方面の作用は分つ可らざる關係を有することは上來屢述べたる所の如し。美育は廣く感情を純潔にすと

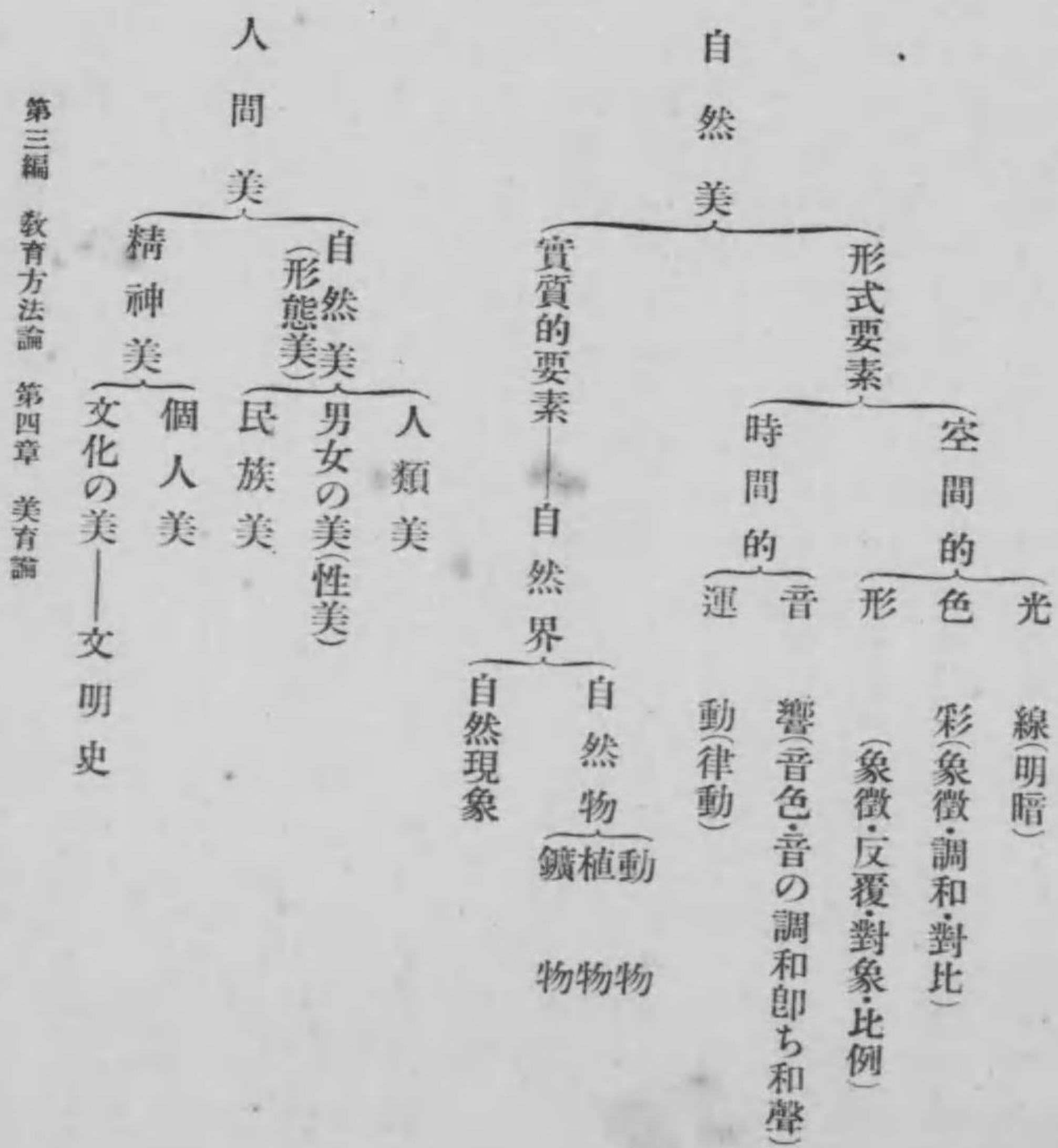
美的情操
趣味
創作力

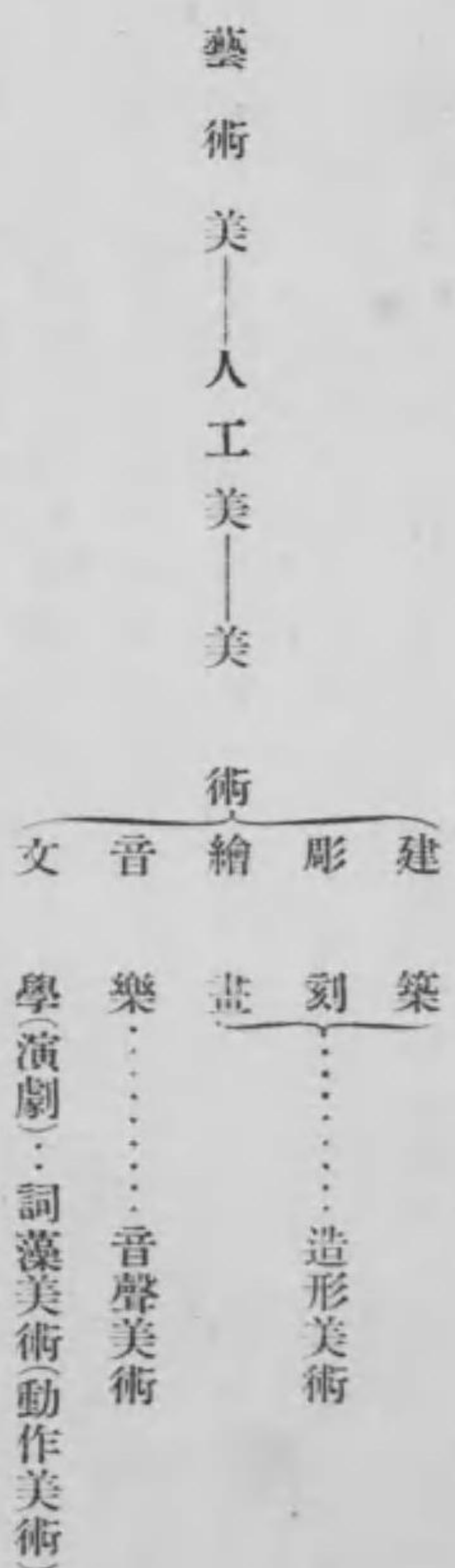
情的陶冶
と美育

ふ能はざるにあらざれども、必ずしも之を以て感情の陶冶又は情育と同義とすべきにあらず。情操には知的情操、道徳的情操、及美的情操の別あり、人間の理性の要求する眞善美の三種の理想を對象とするものなれば知的情操は眞理を理想とする教授に際して併せて之を陶冶するを以て最も自然の順序とし、道徳的情操は善を理想とする訓育に於て之を陶冶すべきものとすれば、美育に於ける情操の陶冶は情操の全部の陶冶にあらずして其特有の方面たる美的情操の陶冶を以て其本領とすべし。而して美育にありては單に美的情操の陶冶に止まらず、趣味の涵養に於ては判斷想像等の知的情操をなすべく又鑑賞創作に際して意的陶冶をなすこと勿論なり。知的陶冶、情的陶冶と分類するが如きは形式的には簡明なりと雖も事實上孰れも個々獨立して行はれ得べきにあらず。吾人は唯主要なる部分を抽象して眞理は知善は意美は情の領域に屬するものなりと便宜上の區分をなすのみ。

美には優美・壯美・悲劇の三種あり。更に美の表はれたる對象に就きて之を區別すれば自然美・人間美・藝術美の三種となる。自然美は自然物及自然界に表はれ、人間美は形態及び精神の上に表はれ、藝術美は又之を人工美とも言ひ、美術に表はしたるもの是なり。

美の種類





美及美術の研究は美學及美術史の研究範圍に屬するものにして今茲に之を詳論する餘地なきを以て以上簡略に之を表解するに止めん。

今教育の目的より之を考へ吾人は何故に美育を必要とするかを考究すべし。吾人は教育を以て社會生活の準備となし社會有用の人を作らんとせば趣味の養成は如何なる意義に於て之を必要とすべきか。夫れ美感は欲望を離れ利害の念を脱し沒我無關心の状態となりて高尚なる快感を覺ゆるにあり。而して美感に伴ふ沒我的快感は人間の精神に娛樂と慰安とを與へ憂鬱を散し疲勞を恢復し其活動に新生命を與ふるものとす。斯の

眞善美の一致

美育と訓育

如く美の鑑賞によりて得たる娛樂と慰安とによつて心身の元氣を養ふは社會進歩の原動力なるべき人物を養ふ所以にあらずや。加之美は眞と善と密接なる關係を有し人間の理性は眞善美の一致を求めんとす。眞善美は各獨得の標準によれる價値の判断にして必ずしも一致するものにあらず。吾人は眞に逼れるものを美とし又善を美とするものなり。事實を誤りたるもの又は道理に矛盾したるものも單に美の標準より言ふとき相當の價値あるものも吾人は美が眞理と合せんことを希望し眞美合一したるものを一層嘆賞せざんばあらず。善美の關係に於ても亦然り。教育上美育の特に價値ある所以は蓋し訓育上に重大なる關係あるを以てなり。吾人の理性は美と善との調和を求むるを以て高尚なる趣味は下劣の欲望を排除して道德の實行を促し野卑なる趣味は邪念を挑發して誘惑に陥り易し。又善行は同時に美感を喚起するものにして吾人が美德美談の語を用ひ其他清潔高尚等の語を善美に共用するが如きも此事實を證明するもの

人格の修飾

に外ならず。没我の行爲が潔白と稱せられ壯烈と稱せらるるが如きも美感の本質が没我のものなると一致するが爲めにあらずや。斯の如く善と美とは相調和すべく相扶翼すべし。趣味を養成したる結果は之を品格又は人品と稱すべく性格と相助け相補ひて人格の修飾と稱することを得べし。個人に品格を要すれば國民にも品格無かる可らず。今日に於ては趣味と品格とは最早貴族の専有にあらず。國民教育は須らく趣味の養成を以て其任務の一となさざる可らず。國家は國民の趣味を養ふ義務あり國民は之を請求する權利あり。國民の品格は實に國家の品格を作る所以なり。趣味の養成が人生に慰安を與へて活動の元氣を振作する一助となり又性格の向上に裨補する所ありとすれば其必要は上流社會よりも却つて下層社會に切要なりと言はざる可らざるなり。

國民の趣味と商工業

國民の趣味の普及如何及美的創作力の程度如何は其國の商工業に重大なる關係を及ぼすものとす。此等は單に美術品に影響するのみならずあ

美育の必要

らゆる工業品に影響を及ぼし殊に海外貿易の消長に關係すること大なりと言はざる可らず。輓近獨逸にて趣味教育又は藝術教育の聲高きは商工業を以て大に世界に雄飛せんとするに方り佛國に比して著しく此點に於て劣れる所あるを發見し此缺點を補はんとするに由る所あるは何人も疑ふ可らざる所なり。人格の修飾又は國民の品格として何等直接に現實生活に於ける實用と關係なきが如き趣味の養成の如きも此の如き見地より論ずれば國民の經濟生活と直接の關係を有するものなり。社會は渾一の有機體なれば其文化の一方面が他の方面と密接なる關係を有するは密ろ當然の事とす。豈啻に趣味の問題のみならんや。

美的情操と構成的想像とを主としたる創作力は心意の自然の發達に伴ひて喚起せられ殊に兒童は美を好み又樂んで書き進んで歌ふと雖も高尚なる美の鑑賞及創作に至りては特別の陶冶を要するものとす。美及美術には形式の方面あれども一方には思想の方面あり。形式は何人も直に直

觀するを得れども其表はしたる深遠の思想に至りては之を理會するに必要なる知能の發達と知識の蘊蓄とを俟たざる可らず。吾人が高尚なる美術と稱するものは高尚なる理想を寓したるものに外ならざるなり。美育が教育の一方面として特別の位置を占むべき理由實に茲に存す。趣味は適當なる陶冶の方法を借りて始めて圓滿なる發達をなすべきものとす。

第二節 教授に伴ふ美育

教授に伴ふ美育に就きては教授論中各教科目の職能の條にて既に之を論述したり。其最も顯著なるものは圖畫唱歌音樂に於て之を見るべし。此等は教授と言はんよりは寧ろ美育と稱するを適當とすべし。手工・手藝・習字も美育の要素少なからず。國語教授に於ては美文・韻文に於て文學の趣味を養ふ機會を有す。文學には形式の美と思想の美とあり。今日の普通教育に於ける文學の教授は徒らに字句の解釋或は文章の構造語法等に因はれ文學其物の趣味を養ふ暇無き傾向あるが如し。學校教育に美育の

各教科と
美育

要ありとも特に獨立したる美育のみを行ふこと難し。故に其機會あれば如何なる場合たるとを問はず之を實行すべきものとす。文學の趣味の如きは人生に於て重大なる關係を有するものなれば普通教育にありては特に此點に意を用ひざる可らず。國語の朗讀法の如きも話し方の如きも美育の方面より考察すれば其要素少なからず。地理及び理科に於ける自然美の鑑賞も之を忽にす可らず。其他如何なる教授に於ても眞と美との調和すべき限り美育の機會ありと言ふべく、各教科目中に包含せられたる美的要素は之を等閑に附すること無く最も有效の方法によりて趣味養成の一助とすべきなり。

第三節 訓育及體育に伴ふ美育

善行は凡て美感を興ふる上より言ふ時は訓育の反面には美的情操の陶冶を行ひつゝありと言ふも不可なることなし。善良の習慣規律の勵行圓滿の性格等一として美ならざるなく此等は孰れも美的情操の發達に資す

善行と美
感

品格と美
感

る所少なからず。殊に舉動の端正儀容の整齊、服装の調和の如きは孰れも人の品格を表はすものにして趣味の發現に外ならず。是等は俚諺に『氏より育ち』の語あるが如く畢竟美育の結果に外ならず。彼の作法教授の如きも知識技能の傳達としては教授なりと雖も、道德の實行とすれば之を訓育の一方便と見ることを得べく、一面より見れば人格の修飾として人の品格を作るものなれば美育の一方面を具ふるものと言はざる可らず。訓育に伴ふ美育上の効果と美育に伴ふ訓育上の効果とは其性質極めて相近く善と美と一致する點より言ふときは其區別を立て難きが如しと雖も、其主とする所より言へば訓育に伴ふ美的効果よりは美育に伴ふ訓育上の効果の方一層顯著なりと言ふべし。文學美術に表はれたる道德は情緒の方面より直接に人心を感動して偉大なる訓育上の効果を及ぼすことありと雖も、訓育に伴ふ美育的效果は多く人間の精神美の方面に止まり之によりて自然美又は人工美に對する趣味其物を養ふこと能はざればなり。

訓育に伴
ふ美育と
ふ美育に
伴ふ美育

體育に伴
ふ美育

體育に伴ふ美育は身體の發達が形態美を生じ運動の熟練が運動美を生ずるを以て之を知るべし。此兩者は道德上行爲の善ならんことを期するに相當するものにして人格の修飾として品格を養ふ所以なり。希臘人が體操を以て善美調和の理想を實現せんとする一方便となしたるは是が爲なり。換言すれば身體の鍛鍊によりて徳性を涵養すると同時に形態美と運動美とを發揮せんと努めたり。是れ即ち希臘人が一方に於て音樂によつて趣味を養ひ同時に徳性の陶冶をなさんと試みたと同一の趣旨に出でたるものとす。體操にありては訓育を主とし美育之に伴ひ音樂にありては美育を主とし訓育之に伴ふものと見做すべきか。今日の教育にありても體育は特有の目的を有し之に伴ふて身體及運動の美的要素を發揮することを得るなり。

第四節 設備によれる美育

吾人は教授訓育體育に於て美的情操を陶冶し美を好愛し醜を惡むの情

自然の美

學校建築
裝飾
學校園
美術品

操を發達せしめ殊に教授に際して美の觀念を與へて鑑賞の力を養ひて以て趣味を高尚に向はしむることを得るは上に述べたる所の如し。吾人は更に進んで兒童生徒の日常目撃する學校内の設備を美化して直接に其趣味の養成に資することを得べし。山水明媚の地に住し絶えず自然美を觀賞するものは無意識的に美的情操の發達するが如く學校の設備に美的要素多ければ自然に兒童生徒の心情に影響を及ぼし其美的情操の發達を促し其心情を純潔にし徳性の上に良感化を及ぼすべし。莊麗華美の殿堂に入りたるものは肅然として襟を正すべく不潔不整頓なる塵芥の中に彷徨するものは自から其品格を忘れて姿勢態度を顧みるの暇無かるべし。是れ設備の美的要素の力にあらずして何ぞ。是を以て學校は建築も校内の設備も粗野無趣味ならんよりは適當の裝飾を加へて兒童生徒の心情に及ぼす感化を顧慮すべきなり。學校園は自然美に對する趣味を養ふ一助となるべく繪畫彫刻等の如き美術品の設備は人工美に對する趣味を養ふ手

段となるべし。

日本美術
の鑑賞

我日本人は自然の美を愛し國民一般に美感に富み又幾多特有の美術を産し世界に於て美術的國民の一たること誇るに足るべし。然れども人工美に對する趣味に至りては國民の一部分に限られ未だ廣く普及せざるが如し。日本人にして日本美術の趣味を解せざるは國民の耻辱と言ふべし。小學校及中等學校に於ける圖畫は其程度低きものなれば自から畫く所によりて養ふ趣味の程度は固より制限ありと雖も美術の觀賞に至りては何等の制限あることなし。是を以て適當の方法によりて少くとも日本美術の趣味を理會せしめ出來得べくんば世界美術の一端をも窺はしむることは人格の修飾より言ふも人生を多趣ならしめ慰安の途を開く上より言ふも其價值大なりと言ふべし。殊に無趣味單調の生活を送れる下層の國民の生活に趣味を加ふることを得ば其幸福を増進すること少なからざるべきなり。殊に中流以上の家庭に於て幾多の名畫什器を珍藏するも毫も其趣味なく鑑賞なきが如きは美育の缺陷を自白するものにあらずして何ぞ。今日の中等學校殊に高等女學校に於ては深く此點に注意を要するものなり。

第五節 校外美術の鑑賞

博物館
美術展覽會
建築物
音樂會
演劇

學校にて授くる圖畫唱歌音樂等は勿論校内に於ける設備は自ら制限ありて充分の目的を達する能はざるは勿論にして此缺陷を補ふものは校外美術の鑑賞なり。郊外の遠足修學旅行にては自然を觀賞せしめ博物館美術展覽會等にては人工美の趣味を養ひ其他神社佛閣記念碑銅像等も同様の機會となるべく高尚なる音樂會演劇の如きも年齢に應じて美育の一端となるべし。

○參考書 佐々木吉三郎著 教育的美學

小西重直著 現今教育の研究 第六章第二節

第五章 體育

第一節 體育の目的

體育の目的は兒童の身體を養護して其發達を助長し又之を鍛鍊して其活力を増進し以て其衛生状態を良好ならしむるにあり。約言すれば身體

體育と心

の健全なる發達を圖るにあり。詳言すれば身體の各部を均齊に發育せしめ其機能を完全に發達せしめ動作を機敏にし且つ久しきに耐へしむるにあり。而して身體と精神とは密接なる關係を有し相互に影響するものにして精神の發達は身體の發達に伴ひ身體の異狀は直ちに精神に變動を來すものとす。是を以て身體の鍛鍊は同時に精神の鍛鍊となる。身體の運動に際しては知的作用を用ひ感情も亦之に伴ふと雖も其最も主要なる心意作用を意志活動とす。故に身體の鍛鍊は特に意志活動の鍛鍊に有效なりとす。之を以て體育は身體の健全なる發達を圖ると共に其反面に於ては教授訓育及美育の上に貢獻すること少からずとす。

今教育の目的の上より之を考察すれば體育は教授訓育美育の心育と相俟ちて極めて重要な任務を有するものとす。吾人の精神は身體を俟ちて始めて存在し古人が「健康の精神は健康の身體に宿る」と言ひたる如く身體薄弱なるものは十分なる精神的活動を爲す能はず精神の元氣は一に身

體の活力に依頼するものとす。是を以て人若し社會共同生活に於て何等か有用の事を爲さんとするには健全なる身體は先づ第一の必要條件とす。身體健全ならざれば精神健全ならず、随つて知識技能を充分に習得する能はず、性格を訓練する能はず、趣味を養ふ能はず、到底社會に於ける自己の任務を盡すこと能はざるなり。換言すれば體育は心育の要件にして其基礎と言ふべく、心育は體育を俟ちて兩者相協同して始めて教育の目的を達することを得るものとす。果して然れば自己の發展も社會の進歩も國家の發展も體育に依頼せざるもの無きなり。

身體は精神に先ちて發達し、野蠻人にありては身體に比して精神の發達顯著ならざるを以て、精神の發達を以て文明の特徴とし、心意を過重して身體を輕視したる傾向を生ぜり。然れども是れ極めて皮相なる偏見にして、吾人は健全なる身體無くして健全の精神を有する能はず、身體の活力無くして心意の活動をなす能はず。之を以て文明の進歩に伴ひ心意のみを重

んじ身體を輕んじ又は之を度外視することあらば甚しき謬見と言はざる可らず。殊に現代の如く生存競争劇烈なる社會生活にありて全力を注いで奮闘し以て社會有用の人たらんとするには精神を勞すること多く其生活繁劇なれば身體の活力を要求すること益大ならんとす。心育の必要益大なれば體育の必要も亦大ならざる可らず。若し心育を過重し體育を顧みることなければ遂に本來の目的に矛盾して心育を中止せざる可らざるに至らん。人間は獨立生活を營むには如何なる時代に於ても健全の身體を要せざることなし。人間は動物として強き動物たるを要し、斯くして始めて生物界の適者として其生存を完了することを得るものなり。優勝劣敗、適者生存の原理は文明の程度の何たるを問はず、如何なる時代につきても之を言ふことを得べし。果して然れば、體育は人類共通の要求なり。今現代社會の要求より之を考ふれば、吾人は精神の活動によりて身體の精力を消耗すると多きが故に體育の必要は一層甚しきものあり。吾人は現實

の社會に於ける自己の任務を盡さんとすれば身體先づ健康ならざる可らず。是を以てスペンサーが「健康を保持するは人間の義務にして之を破るは身體的罪惡なり」と言へるは極めて適切なる金言と言ふべし。

身體の活力は精神の元氣の根源なりとすれば、體育の如何は國運の消長に係ること極めて大なるものあり。國民の體力衰へ其元氣喪失せば國家は滅亡を招くの外途無かるべきなり。今歐米列強の實例に就きて之を見るに國運隆々として發展せるものは國民の元氣充滿し而も其根柢は鍛鍊によりて得たる健康にして、而も活力ある身體を有するものなり。之に反し國家稍衰運に向へるものは身體の鍛鍊を怠り意氣將さに銷沈せんとする傾向を有するものなり。英米獨人の身體の鍛鍊は其國力に關すること極めて大なりとす。今觀つて我國民の體格如何。體力如何。吾人は遺憾ながら今日尙ほ以上三國に比し著しき運庭あるを自白せざる能はず。吾人は維新以後此點に於て長足の進歩をなせり。然れども體育の價値未だ充分に認識せられず、且つ其最も有效なる方法も一般に普及せず、前途尙遠なるものあり。現今我邦の學校にては法規の強制によりて一定時數の體操を課し、其他尙幾多の體育の方法を講ずと雖も、家庭及社會に於ける體育の用意は未だ周到なりと云ふことを得ず。此等の點に於て日本は尙歐米の先

體育と國

本邦體育
の前途

進諸國に一步を譲る所あるは彼我の實地を比較考察するものの遺憾とせざる能はざる所なり。

第二節 身體の發達

身體の發達は人種によりて相違あり。之を以て歐米人に就きてなしたる研究の結果は必しも直に之を日本人に適用する能はざるものあり。吾人は今醫學博士三島通良氏の「日本健體小兒の發育論」に據りて其大要を述ぶべし。

三島博士は、兒齡を分ちて初生兒、哺乳兒及兒童の三とし、初生兒は分娩後二十四時以内のもの、哺乳兒は生後一個月以後、後滿一年のもの、兒童は滿一年以後十五年迄を總稱せり。初生兒は分娩後一時體重を減ずれども男兒は生後六日乃至十日にて分娩時の元量に復し、女兒は少し遅れて七日乃至十三日を以て復原すること、西洋人に大差なし。健康なる赤子は凡そ一週間の終りに其元量に復するを通例とす(平均三匁)。人乳を以て養育したる小

生齒期

兒は生後五個月に達する迄に最初の體量の二倍となり、十二個月に至りて三倍となることも彼我の間異なることなし。

生齒期 哺乳兒が初めて乳齒を發生するは男女平均生後七個月にして、最も速なるものは男兒にありては生後五個月、女兒にありて、三個月、其最も遅きは生後十四個月なりとす。就中男兒は生後七個月と八個月との間に多く、女兒は六個月と七個月との間に多し。

幼兒の身體は抵抗力少く隨意運動不完全にして筋肉作用少く仰臥の位置を最も便とす。最初に輕微の運動をなすは頭部にして既に二個月に於て體を仰臥の位置に据えて少しく首を眞直となすことを得、然れども小兒を眞直の位置に据ふれば其頭は必ず前に傾くべし。是れ背筋の發育不充分なるに由る。頭を眞直の位置に保ち得るは第四個月に於て始まるものとす。第一年の中頃より長時軀幹を眞直の位置に保つことを得べく、八個月に至れば他人の幫助なくして坐することを得べし。第一年の終に至れば

行歩期

ば起立を試み第二年の初に至れば第一の行歩を試む。

行歩期 本邦小兒の行歩を初むることは平均生後十二個月(十三個月目)にして、最も早きものは男兒は生後七個月にして、女兒は八個月なり。其最も遅きものは男兒二十六個月、女兒二十四個月とす。然れども第二年以後に初まるものは常態にあらず。

頭蓋の大顙門閉鎖期も極めて行歩期に近く本邦小兒にありては生後凡十三個月乃至十四個月にして最も早きは男女共に生後六個月、最も遅きものは男兒二十三個月、女兒二十一個月とす。

第二生齒期 兒童七歳乃至八歳に至れば第二の生齒期に達し乳齒漸く脱落して食齒之に代る之を第二期の生齒期と稱す。

發情期

發情期 本邦兒童にありては女兒は十一二歳、男兒は十二三歳に至れば發情期に入り、身體の發育遽かに強勢となり體重身長増加の割合急進し殊に常に男兒に劣りたる女子の身長體重は一時男兒を凌ぐものとす。

今少しく之を詳述すれば男兒にありては八歳乃至十一歳に於て發育の勢少弱く十一歳に於て最も微弱にして身長増加僅に三・八糎とす。身長發育最も盛なるは十三歳にして六・三糎、十四歳は少しく衰へて四・八糎となる體重増加の最も優勢なるは十四歳にして五・一糎とす(糎は我三分三厘、既是我二百六十八分一分一厘四毛)。本邦男兒の發情期は十二歳より十六歳に至る五個年にして十四歳を以て發育最盛時と推定すべきものとす。而して本邦男子の平均の成長極點(凡身長一五八糎、五尺二寸一分四厘、體重五三糎、十四貫二百十匁)に達するは學生生徒の例にありては二十乃至二十三歳にあるが如し(西洋人は二十五六歳)。

ストックホルム大學教授アクセル・キー(Axel Key)によれば西洋人の發情期は男兒にありては十四歳に始まり身長増加の勢は十五歳にて極度に達し十四歳にて五糎、十五歳にて七糎、十六歳にて六糎、十七歳にて五糎とす。體重増加の割合は十六歳に於て其極度に達し五・五糎の増加をなす。十六歳は

即ち發育最盛の時なり。身長體重の増加十八歳に至りて急に下降す。換言すれば本邦男兒の發情期は西洋人のそれに比して早きこと二年とす。

本邦女兒にありては六歳より九歳に至る成長の割合は男兒に劣り八・九兩歳に於ける身長増加は最も微弱にして四・二糎となり、十歳に至りて身長發育急に強勢となり五・五糎の増加をなし、次年は六・四糎となり十二歳に至りて六・七糎の増加をなす。即ち女兒は十二歳に於て身長増加の割合其極度に達す。十三歳は四・二に減じ十四歳に至れば忽ち頓挫して一・五糎の増加となる。

體重増加の割合に於ても六歳乃至九歳に於ては女兒は常に男兒に劣り十歳に至りて増加の勢を示し、十一歳より急劇に増加し、十三歳に於て極度五・一糎に達す。故に本邦女子の發情期は十一歳乃至十四歳に至る四箇年にして十三歳を以て女兒發育最盛時とすべし。之を男兒に比すれば早きこと一二年とす。男女孰れにありても發育最盛時は身長増加最盛時の翌

年なりとす。而して本邦女子の成長の極點(平均身長一四六糎四尺八寸一分八厘 體重四八匁十二貫八百六十九匁四分七毛)に達するは凡十七八歳乃至二十歳にあるが如し(西洋人は二十二三歳)。

キリの説によれば歐洲女子の發情期は十二歳より十五歳に至る四個年間に於て十四歳に於て發育最盛時に達す。換言すれば本邦女兒は彼より早きこと一年と言ふべし。

今本邦男兒女兒が各年齢に於て達し得たる身長及體重を比較するに分婉時より十歳までは女兒は常に男兒に劣れども十二歳より十四歳に至るまで女兒は身長體重共に男子を凌駕す。是れ女兒は此期間に於て増加の勢劇進するを以てなり。然れども十五歳に至りて女兒は男兒の下に落つ。是れ男兒は發育の強盛を維持し女兒は速かに増加の率を減ずるを以てなり。

日本小兒發育表

年齢	男		女	
	體重	身長	體重	身長
	Kg	CM	Kg	CM
初生兒	3.04	49.1	2.87	48.7
1	9.00	73.5	8.50	72.9
2	10.80	79.5	9.90	78.9
3	12.40	85.4	11.50	84.9
4	13.70	91.7	12.90	91.0
5	15.20	97.4	14.50	96.5
6	16.50	102.8	16.00	102.4
7	17.80	108.3	17.20	107.2
8	19.10	113.8	18.70	112.0
9	21.00	118.3	20.50	116.2
10	23.00	122.8	22.30	120.4
11	25.00	127.0	24.40	125.9
12	27.20	130.8	27.80	132.3
13	29.80	135.2	31.40	139.0
14	33.60	141.5	36.50	143.2
15	38.70	146.3	38.20	144.7

季節は體重増加の上に影響あるものにして人種により國によりて相違あり。我海軍省醫務局が明治十七年に發表したる所によれば體重の最高を示すは毎年二・三・四月にして其最低を示すは八・九月なり文部省に於て學生生徒の身體検査の時期を毎年四月及十月に定めたるは之が爲なり。

脳髓は滿三歳にして其重量容積に於て既に大人の三分の二に達し滿七

歳にして其極量に近く満十四五歳に至りて殆んど其極量に達す。脳髓の組織の發達は其重量極度に達したる後に於ても尙繼續せられ普通三十歳乃至四十歳の間にて其頂點に達すと稱せらる。

身體各部の發達は略ぼ身長體重の増加に併行すと雖も其速度に至りては必ずしも一樣ならず又發達の終期も亦同じからず。

第三節 體育の二方面

吾人が茲に體育の二方面と稱するは養護と鍛鍊との二つなり。養護とは發達の初期に於て父母教師は兒童を保護して生理衛生の法則に背く無からしめんことを勉むるものにして鍛鍊とは身體を運動して各部を均齊に發達せしめ其機能を完全に發達せしめ動作を機敏耐久にし筋肉の發達と共に意志の活動力を増進せんとするものなり。

養護に於ては營養機能・呼吸機能・皮膚の衛生に注意し神經系統及感官を保護して過度の刺戟を避け疲勞と恢復との度を計りて身體及精神の過勞

養護

なからんことを期すべし。是等は凡て身體の自然の發達を妨害せんとする障礙を除去せんとするものなり。兒童に酒・茶・煙草等の如き刺戟性のものを避くべき理由も亦同じ。兒童に早くより衛生上の習慣を作るは養護の急務なり。

鍛鍊は養護と併行して早くより行はるゝ所なりと雖も身體の發達に伴ひ養護の要素減じて鍛鍊の要素次第に増加して青年期の前後に至れば體育は鍛鍊を主とするに至る。養護は他律的訓練の如く鍛鍊は自律的訓練の如し。體育の目的は早くより運動の習慣を作り自から進んで身體を鍛鍊するに至りて始めて之を貫徹することを得るものとす。

第四節 體育の方法

體育の主要なる方法は遊戯・體操・武藝其他遠足・登山・水泳・氷滑等數ふるに違あらずと雖も學校體育の方法として普く用ひらるゝものは遊戯・體操を以て最とす。

鍛鍊

遊戯

遊戯に就きては吾人は既に第三編第二章教授論第三節學習の本能的基礎の條其他第三章訓育論第六節學校訓育の手段中に詳論したるを以て今茲に之を反覆することを避け遊戯は最も自然なる體育の方法なることを一言し置くべし。

體操

體操に就きては教授論中體操科の職能中に之を論じたれば同じく之を省略すべし。

體操の四主義

體操に四種の主義あり。一は獨逸のヤーン初めて之を唱へスピース之に和したるを以てヤーン・スピース式の體操と言ひ、人體を一の機械と見做し之を練習して出來得る限り精細の運動をなせしめんとし、二は瑞典式體操にして生理的・心理的基礎より意志を以て身體を統御する力を養はんとし、三はリングの案出したる矯正體操にして姿勢發達の不正・不調和等を矯正せんとし、四は兵式體操にして規律の訓練を眼目とす。

校外體育

校外の遊戯は寧ろ社會體育に屬するものと言ふべく、林間學校・休暇植民等の如き救護問題も通例の學校體育の範圍外に出づべし。學校・病學校・衛

體育と教授

生性慾問題等は寧ろ特殊の問題と見るべし。而も此等は學校體育と重大なる關係を有するものとす。

第五節 教授訓育・美育と體育

體操は體育を以て主要の目的とすれども一方より見れば知識技能の教授なることは既に述べたる所の如し。此外身體の運動を伴ふ作業は皆多少體育に效果あることを知るべし。又一方より考ふればあらゆる教授は體育を度外視す可らざるなり。我小學校令第一條に「兒童身體ノ發達ニ留意シ」と言ひ、小學校令施行規則第一條に「兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス」と言へるは此趣旨に外ならず。輓近の疲勞問題・宿題問題・休暇問題の如き皆體育問題に歸着すること多し。

疲勞

筋肉疲勞すれば精神も亦疲勞し、精神疲勞すれば筋肉運動も亦不活潑となる。疲勞には恢復の方法を講ぜざる可らず、又一定の安眠時間を必要とす。アタセル。

キーは七歳乃至十歳の兒童に要する睡眠時間は十一時間、十一歳乃至十二歳は十時間乃至十一時間、十三歳乃至十四歳は十時間、十五歳乃至十六歳は九時間、十七歳乃至十八歳は八時間半と言へり。又一日間の心の勢力は波狀的に變化するものにして固より個人的相違あれどもロムバードの研究によれば午前十時と十一時との間最も盛にして十二時頃に大に衰へ午後二時頃一時恢復し八時と九時との間に漸々盛にして十時と十一時との間に絶頂に達すと言ひ、ライは午前七時より正午までの心力と午後二時より七時までの心力とは大抵同一にして午前十時少し強しと言へり。又食後は心力衰へ二時間乃至三時間後より氣力盛んとなるものとす。

遊戯及運動競技が訓育の手段となることは訓練論に於て之を述べ體操の訓育的價値は體操科の要旨に於て之を述べたる所の如し。又體育の目的を達するに訓育の結果たる諸徳の必要なるも亦之を看過す可らず。體育が形體美及運動美を養ひて美育の一端となるは美育論に於て述べたる所の如し。

要するに教授訓育美育體育の四方面は相協同し統一して教育の目的を

達するものなり。

第六章 教師の資格

教育者は教育の動作をなす原動力なるを以て其資格の如何は直ちに教育の效果に大なる影響を及ぼすものなり。換言すれば教育の目的は教育者の力を假りて直接に實現の方法を講ぜらるるものとす。故に教育者なければ教育の目的は容易に實現の緒に就くこと能はざるなり。吾人は今教育者の備ふべき資格の重要なものを採りて之を列擧すべし。

一、教育者の天職を自覺すること

國家の興亡、國運の消長は國民教育の如何に起因し、國民教育は教育者が雙肩に擔へる天職なり。而して此天職の自覺は實に教育者をして抱負と自信とを生じ熱誠忠實に其職務を完うせしむる根源なり。教育者の任務は常に我邦の國民教育に於て重大なるのみならず、如何なる國家社會に就

て之を言ふも亦然り。教育者の天職の自覺は本と教育の目的の自覺より生ず。教育の終局の目的は人生の終局の目的に異ならず。果して然れば吾人が一生を教育の爲めに捧ぐるは人道の爲に盡瘁する所以にあらずや。人間の事業蓋し之より高尚なるはなし。凡そ教育者は其従事する教育の程度の如何に拘らず、滿腔の全力を注ぎて始めて其任務を完うするを得べし。故に苟も教育に従事せんとするものは教育を以て終生の事業となすの覺悟を有すべく、敢て之を以て一時糊口の方便となすべきものにあらず。教育者の事業は宗教家のその如く獻身的精神を要す。若し毫も此精神なくんば何人もよく其天職を完うする事はざるべし。教育の事業は高尚なれども至難にして而も物質上の報酬必ずしも多からざればなり。然れども教育者にして苟も社會上の地位の高からざると物質上の報酬多からざるを不平とし或は自卑自屈して其責任を輕んずることあらば、小にしては人の子を賊ひ大にしては國民教育を危うくし延いて人類の進歩を

阻害するものと言ふべく、其罪輕からざるなり。教育者たるもの深く此點に意を用ふべきなり。

教育者若し自己の天職の尊き所以を自覺し且つ其全力を致したる熱誠と忠實とは直接に社會有用の人を作り、間接に國家社會に貢獻しつゝあることを確信し得るに至らば、人生の幸福之より大なるものなからんとす。孟子が得天下英才而教育之三樂也と云ひたるは、育英の事業には他の事業に於て得難き樂あるを言ひたるものなり。之れ金錢を以て購ふ可らず、富貴も企て及ぶ能はざる情味の存する所なり。是れ教育者の獻身的精神より生じ來れる自然の結果なり。教育の効果は其自身に於て最上の報酬にして、教育者は其効果を樂しむべく又其効果によりて天職の尊き所以を自覺すべし。教育者にして此樂を知らず此趣味を解することなきときは恰も我庭園内に花卉を培養して其美を知らざるが如し。愚の甚しきものなり。若し夫れ教職を以て一時糊口の方便とし或は射利の手段となすに至

りては其天職を侮蔑すること大なるものにして、職業の選擇を誤りたるものと言はざる可らず。

二、性格

二、性格

道德は古今東西を通じ貴賤貧富を論ぜず職業の如何を論ぜずして人間の等しく守るべき所にして、善良なる性格は敢て教育者に限りてのみ要求せらるるものにあらず。然れども教育者はあらゆる點に於て被教育者の模範となり、之を感化するを以て其任務となすを以て善良なる性格を具ふるは特に重要な資格とす。教育者の天職を完うする第一の要件は其性格にあることは極めて明瞭なりとす。教育者は言語によりて道を教ふと雖も、教育上一層有效なるは其生きたる模範の感化とす。之を以て教育者は其性格は勿論言語動作容儀態度に至るまで人の模範たるに耻ぢざることを期すべし。人物の感化は教育上最も尊重すべきことなればなり。是れを以て性格上に著しき缺點を有するもの又は奇狂偏屈の行動あるもの

感化
模範
不適當の人物

窮屈

教員氣質
元氣なき教師

穩健潤達

は或は他の職業に適することあるも教育者としては不適當なりと言はざる可らず。斯の如く論ずれば教師は一舉手一投足も忽にす可らず絶えず禮節に束縛せられて窮屈なるべき觀あり。然れども窮屈なる教師は決して之を理想的の教師と云ふ可らず。何となれば教師は凡て教師を養成するものにあらず。被教育者の大多數は教師とならざるものなれば、教育者が被教育の模範となるには必ずしも特に教師の模範を示すべきものにあらず。人間の模範を示すべきを以てなり。是を以て教育者若し其職業に偏したる所謂教員氣質又は教員根性を養成するときは、被教育者に其感化を及ぼし教員風の人間を作り出すべし。是れ決して教育の本義に適へるものにあらず。教育は、被教育者の社會共同生活の準備をなすを目的とす。社會生活は多方面にして被教育者は學校を出て社會の各方面に向ふものとす。社會の各方面に適すべき性格を養成せんとするには教育者自ら穩健潤達の性格を有せざる可らず。偏狭固陋は最も忌むべき所なり。彼

現代生活
に適應する
性格

の謹嚴謹直に偏して世事に迂遠なるが如きも現代教育者としては不適當なりと云はざる可らず。現代の生活は現代の實社會に處するに適切なる性格を要求す。之を以て現代の教育者は廣く世故に通じ常識に富み實際に處して事を誤らざる穩健の識見を有するを要す。彼の學校の模範生徒が卒業後實社會に出てて模範人物と爲る能はざるものあるは、教師の抱ける性格の理想に於て從來多少の謬見ありたることを證するものにあらずや。教育者の性格は孔子孟子釋迦基督ソクラテス等の如き聖人賢人のそれを以て理想とすべし。然れども多數の教育家孰れも之に及ばんこと現實に於て望むべきことにあらず。吾人は各自誠意を盡して及び得べき所を以て満足すべきものにして聖人賢人たらざれば教育者たる資格なきが如く思惟すべきものにあらず。又理想を實現し得ざる故を以て俄かに落膽失望すべきものにあらず。吾人は事に當りて誠意を失はず、熱誠忠實よく其本分を盡すものを以て教育者の上乘なるものと言はざる可らず。師

聖賢の理
想終生の修
養三、學問
識見學問は文
化傳達の
機關

範學校は未だ教師を完成せざるが如く性格の修養には一生間完成の時期を劃すべきときなし。人間は凡て終生性格の修養に努力すべきが如く、教育者も一時も修養を怠る可らず。修養未だ完からずとて敢て教育者たる資格を缺くにあらず、修養の途次にあるものも亦能く教師の資格を有し、其本分を盡くすを妨げず。若し修養完成せざれば教育者たる能はずと言はば聖人賢人たるにあらずんば敢て教育者を以て自任すること能はざるなり。吾人は天下の教育家悉く聖人賢人を理想とすべきものなることを主張するものなりと雖も、聖人賢人たること能はざる故を以て自卑自屈して教育者たるの資格なきが如く思惟するものを陋とするものなり。

三、學問識見

前代の文化即ち精神的産物を後代に傳達するは教育の主要なる目的なり。教育者は被教育者に傳達すべき現代文化の知識なかる可らず。文化の知識は多く學問によりて之を修得するものなれば教育者は教育者たる

心力の鍛

に先ちて準備の教育を受くるものとす。今日の學問は秩序整然たる心力の鍛錬によりて初めて之を習得することを得るものなれば他人の心を鍛錬せんとする者は先づ自ら其心を秩序的に鍛錬するを要す。故に學問には知識の習得と心力の鍛錬との二方面あるを知るべく、心力の鍛錬なき燕雜の知識は該博なりと雖も正確を保し難し。吾人は自ら知らざるとを他人に教ふると能はざるを以て、教育者の知るべきこと甚だ多く、吾人は殆んど其際涯を限る能はず。教育者の學問は多多益辨ずと言ふべし。教育の程度次第に高尚なるに及んで益然り。教育者は常に被教育者に比して數等優りたる學識を有するを要す。否らざれば教授上に破綻を生じ、兒童生徒の信憑を失ふに至るべし。加之社會の文化は駁々として進歩し學問も亦日進月歩寸時も停止することなし。之を以て教育家は準備の教育を完了したる後と雖も、絶えず學識を補修するにあらざれば到底世界の進運に伴ひ國家社會の要求に應ずると能はず。教育者にして若し研學の精神を

修學

教授の要件
學問の進

自學自習

活學

失ふときは直ちに時勢の落伍者となり、其學問は陳腐となり時勢に後れたる教育を人に強ふるに至るものなり。初等教育に従事する教育者にありても學問の修養を怠る可らざるは勿論なれども、中等教育以上において専門の學科を擔任するものには殊に然りとす。教育者たるものは常に自ら學識を進め技藝を研くの精神を失ふ可らず。自學自習是なり。普通教育に従事する教育者の學問は極めて實際生活に適切なるを要す。徒らに専門家の博識を衒ひ、難解の理論を玩弄するが如き學究的態度は大に忌むべき所なり。普通教育は専門家を養成するを以て目的とせず、廣く社會共同生活の準備をなすを眼目とす。故に其知識は實際生活に何等か有用なるものならざる可らず。實際生活と全然没交渉なる知識に被教育者の頭腦を苦しむが如きは普通教育の趣旨に反するものと言はざる可らず。之を以て普通教育に従事するものは單に書籍に埋没することなく、活眼を開きて實際社會を察し、現實の人生に於て經驗を積み、社會の事物につ

きて活きたる識見を養ひ、専門學者の研究によりて確實となりたる知識を通俗化し、以て國民生活に資益することを圖るべし。教育者若し全然書籍に依頼し、毫も實際を顧みるなきときは、其知識は實際に迂遠なる死學となりたり、其教育は活社會に迂濶なる人物を作り出すべきなり。教育者は自己の教育する兒童生徒は他日實社會に立ちて活動せんとするものにして、教育は其準備をなしつつあることを忘る可らず。學校教育は社會と遠かるに従ひ益々其効果を没却するものなり。

四、能く教育者を知ること

四能く被教育者を知ること
教育は一方より見れば被教育者の心身發達を目的とす。身心の發達は個人によりて異なり。個人は男女年齢人種職業貧富等によりて心身の状態を異にす。故に實際教育に従事せんと欲するものは自ら其の教育せんとする兒童生徒の心身の状態を理解せざる可らず。是れ恰も醫師が藥を與ふるに先ちて診察を必要とするが如し。而して此要求に應ずる階梯と

四、能く教育者を知ること
被教育者
心身の状態

ルソウの名言

なるものは心理學及生理學衛生學是なり。殊に初等教育にありては兒童心理中等教育にありては青年心理の研究是なり。教育者は此等の學術によりて得たる知識に基づき自ら教育する兒童生徒を観察し活きたる實例につきて其心理及生理衛生の状態を理解するを要す。
ルソウは其著エミールの序文に喝破して曰く

大人は兒童を知らず、己の誤れる思想に驅られて愈進んで愈正路に遠かる。其最賢明なるものすら唯大人に重要な知識の何たるに拘泥して兒童の理解力を顧みず常に兒童に求むるに大人の爲すべき事を以てし、自から大人たりし以前に兒童なりしことを顧慮せず。云々
以て頂門の一針とするに足るべし。

教育者若し毫も被教育者の如何を顧みず、其欲する所に任せて恣に教育を施すときは其効果は豫期に反すること多かるべし。是れ被教育者の個人の上より見れば之に適切なるものと然らざるものあるを以てなり。教

個性の尊重

青年教育
師弟の接
個人教育
五、教育
方法の研究
教育の技

育は各個人の状況に最も適切なるを以て最も有効とす。近年に至り世界各國被教育者の個性を尊重し個人の相違によりて取扱を異にする方法を講ずる傾向を生じたるは之が爲なり。被教育者長ずるに隨ひ漸く自我の觀念を生じ獨立したる思想感情を抱くに至れば外部より之を左右すると次第に困難となる。初等教育と中等教育とを對照すれば極めて明瞭なり。殊に中等教育にありては教育者は能く青年の思想感情を理解し直ちに其心に接觸すること能はざるときは、意思疏通せず、教育は形式に走り、師弟の隔絶を來すに至るべし。然るときは教師は孜孜として勉むと雖も、勞多くして功少きのみ。教育者は心理學、生理學の原理に通じ又實際に就て能く被教育者を知り、最も適切なる方法を工夫考究すべきものとす。學級制度を執れる現代の學校教育にありても個人教育の精神を失ふ可らざるなり。

五、教育方法の研究

現代の教育は理論の研究と實際の經驗と相待ちて其方法亦大に進歩し

其爲に特別の師範的訓練を受くるにあらざれば充分に教育の目的を達する能はざるに至れり。故に實際教育の方法は一の技術と見ることを得べし。教授の上に於て殊に然り。所謂教授術是なり。是れ畫家、音樂家に特別なる技術上の訓練を要するが如し。尙廣く之を言へば社會如何なる方面の實務に従事するものも、各其方面に就きて特に實際上の訓練なき能はざるに異ならず。教育の術に於て天賦の能力に多少の差あるは言ふを待たず。天成の教育家は學ばずして教育の術に長ずるものあり。教育者に適せざる人は學びて尙拙なきものありと雖も、特別に訓練を施せば必ず其效果あるは事實の證明する所にして、現今各國に師範教育の行はるる所以なり。教育者たるものは教育の術に熟達するを要す。

教育の方法は本來固定したるものにあらず。要は教育の目的を達するにあり。故に教育の價値は必ずしも其方法によりて判斷すべきものにあらず。其效果の上に就きて之を見るべきものなり。吾人は優良なる效果

方法は固
定せず

を生ずる方法を以て其宜しきを得たるものと謂はざる可らず。教育の方法は被教育者の天稟の賦性男女の別境遇其他社會國家の事情によりて一々考慮を要するを以て實際教育の個々の場合にありては教育者は千態萬様の事情に應じて最も適切なる方法を講ぜざる可らざるなり。故に學校にて學び得たる一定の方法を墨守し事情に應じて捨取活用することを知らず、或は劃一固定の方法によりて萬事を律せんとするものは教育者の本領を完うせるものにあらず。教育の方法には固より因襲し來れる若干の形式ありと雖も、若し之に囚はれて之を墨守するときは所謂形式的教育となり、目的と方法と本末顛倒を來すものとす。故に、教育者は教育方法に就て常に研究的の態度を失はず、自家の經驗を積み工夫講究を加へて自ら進んで最も安全とす。教育者若し教育上の原理に通ぜざるときは假令誠意精

勵事に當ると雖も、遂に臆度妄作の弊を免る能はず。教育學並に教育法の理論は教育の事實より研究を出發し實際教育の進歩に資するを以て目的とす。故に教育者は教育の理論的研究の進歩に通曉し又自ら進んで同様の研究をなし以て自ら從事する實際教育の方法を改善し尙餘力あれば研究を公表して廣く教育界を裨益すべし。

要之教育者は因襲的方法の傳習を以て満足せず、教育の理論及實際につきて絶えず研究を怠らず、又深く自家の經驗を反省考察して方法の改善を圖るべきものなり。而して其方法計畫は確實なる理論的基礎を有し其秩序は整然たるを期すべし。

六、同情

人は凡て同情を缺く可らず。教師の善良なる性格中には固より同情を包含すべく又能く彼教育者を知るには即ち之に對する同情を豫想すと雖も、教育は本來教育者の爲めに施すにあらずして被教育者の爲めに施すも

個人の任務及個性に對する同情

師弟間心情的融和

のなれば、教育が被教育者に對して同情を有すべきことは教育者の重要な資格の一として特に擧ぐべき價值あるものなり。

教育者は教育の目的を實現せんが爲めに教育を行ふものにして、其目的には個人の發達を圖ると同時に國家的の意義あり。又人道的の意義あり。容易に個人の事情によりて左右す可らざるものありと雖も、直接に此目的を實現するものは個々の被教育者とす。被教育者は自己の發展によりて國家及人類の發展進歩を助くるものなり。故に教育者は如何にせば最もよく各個人を發展せしむべきかを考慮せざる可らず。是れ極めて至難の業にして、單に教育者の意見を被教育者に強制するのみにて成功すべきにあらず。眞に能く被教育者を知り、其特別の事情に同情を有し、衷心より其發達を希圖すること恰も自己の發達を希圖するが如くなるべし。被教育者に同情あるものは能く被教育者知らざる可らず。之を知ること益深ければ同情も亦愈深かるべきなり。教育者の同情厚ければ師弟の心情自

忍耐・公平・熱誠

徳望

父母の同情

ら接近して、靄然たる和氣、敦厚なる情誼、自ら其間に生じ、人物の感化亦期せずして行はるべし。兒童生徒を懷けて感化をして一層容易ならしむべき懇切信愛の情も、同情の顯現に外ならず。其他教育者に必要なる忍耐・公平・熱誠等も、被教育者に對する同情なくしては何等の意義をなさざるものなり。教師は兒童生徒の缺點を矯正し、其怠慢を督勵すべしと雖も、内心に同情なきときは冷淡酷薄に陥り易く、却つて本來の目的を達すること能はざるものとす。教師は兒童生徒を遇するに公平無私を旨とし、甲乙の間に厚薄の差別を立つるとなく、其の同情は衷心より生じ、兒童生徒をして均しく教師を敬慕信愛するに至らんことを期すべし。兒童生徒の非行を處分し、又は其の爭論を處置するに、方りて同情缺くときは、穩當公平を缺き、偏頗苛刻に陥り易し。之を以て教育者は常に寛厚溫和の資性を修養し、被教育者に同情を厚くすべきものなり。

子女の爲に深き同情を有するものは、其兩親に及ぶものなかるべし。父

母は實に自然の教育者にして家庭教育は骨内の同情あるが爲めに學校教育の及ぶ能はざる勢力を有す。教師は父母の其子女に對する同情を以て其兒童生徒を遇するを理想とせば自ら修得する所多かるべきなり。

七、威嚴

現代の學校は多數多様の兒童生徒を一學級となす制度なるを以て教師は能く之を統御し校則を執行し規律を維持するに足るべき威嚴を備ふるを要す。威嚴とは即ち教師によりて代表されたる教育の權威なり。故に之を教權と言ふべし。多數の被教育者を統御するには鞏固なる意志を要す。規律を維持するには嚴肅たる制裁を要す。教師は此意思を有し此制裁を斷行し得ざる可らず。鞏固なる意思には健康なる身體と旺盛なる元氣とを要し、制裁の斷行には毅然たる勇氣を要す。教師若し教場内の規律を保つ能はざれば充分に教育を施す能はず。被教育者を統御する能はざれば之を矯正し之を服せしむる能はず。之を以て教師は教權を尊嚴にし

教權
統御
制裁
身體
元氣
勇氣

教權の濫用

威壓と心服

濫りに之を犯さしむ可らず。然りと雖も教師の威嚴は其性格學問識見に伴ひ自ら内部より生ずべきものにして、體力勇氣又は徒に外部の修飾のみによりて得らるべきものにあらず。故に教師若し教權を濫用して兒童生徒を畏服せしめんとするが如きは、眞に威嚴を保つ所以にあらず。被教育者は外部より威壓す可らず、其衷情より心服せしむべし。眞正の感化は敬愛を基礎とすればなり。是を以て教師の威嚴を保つ道は第一に性格を練り徳操を磨き學問を修め識見を廣むるにあり。殊に人をして規律を守らしめんと欲せば日常の起居動作に於ても自ら能く規律を守り秩序を保ち人の師表たるべき威儀を具へ常に己が身を以て兒童生徒の模範たるべし。若し此等の根本を培養せず、毫も自信なく自尊心なくして唯自己の缺點を陰蔽せんが爲めに徒らに邊幅を飾り又は城壁を築きて教職の威嚴を保たんとするは形式主義の虚構に外ならず。斯の如き教師は學校に於て如何なる教訓をなすも實行に於ては表裏を作るものにして人の模範たらんと

して却て之に偽善を教ふるものなり。性格學問識見の尊ぶべきものなくして單に教師なるが故に強いて威嚴を作らんことを求むるときは信を被教育者に失ふのみならず、又大に世人の輕侮を招くに至るべし。

自信自重
傲慢
嚴格
峻嚴苛酷

威嚴は自信と自重心とを要す。然れども自信も自重心も其度を過れば傲慢となる。大に戒むべし。威嚴は又嚴格を要す。然れども嚴格其度を過ぐれば峻嚴苛酷となり、被教育者に恐怖心を起し又は其心を離反せしむ。孰れも教育上有害の結果を生ぜずんば止まず。是を以て教師の威嚴を保たんとするには先づ其根本を養ふと共に其反面に於ては同情を以て之を緩和せざる可らず。同情なき威嚴は被教育者を心服する能はざるなり。

快活

教育者は威嚴を保ち威儀を作らんが爲めに快活の氣象を失ふ可らず。快活の氣象なければ言行に生氣を失ひ動もすれば沈鬱となり、兒童生徒の心身の活動を抑制する傾向を有し、其自然の發達を妨害することあるべし。現代の社會生活は健康の身體と旺盛なる元氣とを以て活動奮闘するを要す。

身體の鍛鍊

す。教育者も亦意を茲に致し大に身體を鍛鍊自ら旺盛の元氣を養ひ身を以て快活世に處するの範を示すべきなり。

八、實務の熟達

八、實務の熟達
教育者は被教育者に對して個人的關係を有するに止まず、又學校に對する任務を有す。學校は全國の教育制度の一部分にして教師は學校と稱する機關の一部分なり。之を以て學校は教師に向つて一定の任務を要求し、教場の授業に於ても其他の事務に於ても一定の規程を遵奉せんことを要求す。教師は各自能く其分掌せる實務を處理し其任務に違反することなからんことを期すべし。教師の被教育者に對する關係は學校に對する關係とは必ずしも一樣ならず。一方に盡せるもの必しも他方に充分ならず。教師は決して實務の方面を輕視すべきものにあらざるなり。

學校は之を組織する職員の一致協同によりて始めて其機關を圓滑に運轉し能く其任務を完うするものなれば、教育者は各事務を處理する方法順

序に精通熟練し忠實精勵其事に當るべきなり。

以上は主として學校教育に従事する教育者の具ふべき資格を列舉したり。若し理想的教育者に就きて之を言はば此他尙幾多の要件あるべし。然れども吾人は上述八個の資格を以て如何なる教育者にも缺く可らざるものと思惟するものなり。獨逸人ヂースターウエツォ(Diesterweg 1790-1866)は教師に望ましき資格として、ゲルマン人種の氣力、レンツィング(Lessing)の銳才、ヘーベル(Hebel 1760-1826)の快活氣分、ベスタロツチー(Pestalozzi)の熱誠、チルリツヒ(Tillich 1780-1807)の明晰、ザルツマン(Salzman 1744-1811)の能辯、ライプニツツ(Leibniz)の學識、ソクラテス(Socrates)の智慧、基督の愛を擧げたり。以て參考とするに足る。今東西の教育史上に就きて之を概觀するに、古代及中世紀並に近世の初期に於ては教育は主として中流以上の社會に限られ、世人は概して學者教育者を尊重し、教育者も亦其天職を自覺し其學徳を重じたるが如し。又規律訓練は極めて嚴格にして教育者は充分の威嚴を保ち

古代中世
紀及近世
初等の教
育

現代の初
等教育

又同時に師弟の情誼厚かりき。然れども被教育者の心理の研究及教育學並に教授法の研究は極めて疎略にして實務の熟達の如きも必しも教育者の資格と見做されざりき。是を以て學徳を具ふるものは何人にも教育者たり得べしと思へり。然れども中流以下の子弟の初等教育に従事したるものは社會上の位置極めて低く其人物學問共に世の尊敬を受くるに足るもの少かりしが如し。我邦の儒者は道徳を以て其本領となしたるを以て、教師の人物を重ずること泰西に比して一層優れる所ありと云ふべし。又寺子屋の師弟の關係も大體に於て儒者の風を學びたるが如し。現代初等普通教育の發達は近代の事に屬し、教授法の進歩も小學校の發達と密接なる關係を有す。之を以て初等教育に於ては教育の術を偏重するの傾向を生ぜり。蓋し幼年の兒童を管理し之を教授し訓練するは大に技術を要し、兒童は未だ教師の學問人物を批評する力なきに由るなり。故に性格の修養と學問の研究とを疎略にせんとするは小學校教師の陥り易き弊なり。

中等教育

獨逸の教師
英國の教師

小學校が教授の技術に偏すべからざるは云ふを俟たず。然れども學問に偏して方法を顧ざるが如きは其害一層甚しきものあり。只法令規定の最低限を行ひ學問を修めず方法を講ぜざるが如きは最も劣等なるものなり。青年の期に入りたる被教育者は既に自家の意見を有し腦力漸く發達して教師の人物學問の缺點を理解するに至る。之を以て中等教育に於て人物の感化は漸く困難となり學問の素養に乏しきものは教師の威嚴を保つ能はず。之を以て中等學校の教師は學問を偏重し方法を粗略にするの弊に陥り易し。人物の感化に至りては初等教育に劣るを常とす。是れ蓋し小學校に比して數層困難なればなり。初等教育中等教育の區別を問はず教育の方法又は學問の一方に偏するは最も忌むべき所にして吾人が上に擧げたる教育者の資格は兩者を通じて缺く可らざるものなり。今歐米諸國の教師に就きて之を見るに多少其長短を異にするが如し。假へば獨逸の教師は學問の素養と教授法の熟練とに長じ英國の教師は性格と人物の感

化殊に青年の訓練とに長ずるが如し。我邦の新教育は日尙淺し。教育者の資格の完成も前途尙遼遠なることを覺悟せざる可らず。

我邦教育法令に見えたる教師の資格
師範學校令

師範學校規程

今我邦の教育法令に規定されたる所に就きて之を見るに、師範學校令(明治三十年十月九日發布)には特に順良信愛、威重の徳性を涵養すべきことを明記せり。之を吾人が上に記したる所に比較すれば順良は性格にして信愛は同情に威重は威嚴に相當するものと言ふべし。順良は長上に對し信愛は同輩に對し威嚴は下に對する徳と解するものあるも一説なり。師範學校規程(明治四十年四月十七日發布)には第一章に生徒教養の要旨を掲ぐ。第一に君忠愛國の志氣を鼓吹し忠孝の大義を明にせしめんとするは國民教育者の任務を自覺せしめんが爲なり。次に精神の鍛鍊と徳操の磨勵を擧げたるは即ち性格修養の要を示したるものにして、規律を守り、秩序を保ち師表たるべき威儀を具ふべしと言ひたるは即ち威嚴を保つべきことを示せるものなり。此外教授教授法生徒學習法に關する注意を加ふ。

小學校教員心得は明治十四年(六月十八日)に布達せられたるものにして、小學校教員の恪守實踐すべき要款を示すこと適切懇切を極む。先づ國民教育の任務を示し人を導きて良善ならしむるは多識ならしむるに比すれば更に緊要なるを喝破し、教師が學校を統率するには剛毅忍耐威重懇誠勉勵等の諸徳によるべしとし、鄙吝の心志陋劣の思想を戒め、儉安貪利を斥け、快活の氣象熟練懇切、進勉を獎勵す。又學識を廣め心理生理の原理及實際に精通し教育法を考究し校務に通じ校則を執行し生徒を處置するに寛厚中正なるべきを述べ最後に左の語を以て結べり。

教員たる者の品行を尙くし學識を廣め經驗を積むべきは亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは其職業の品位を貴くする所以にして學識を廣め經驗を積むは其職業の光澤を増す所以なり。

教育學概論(完)

大正四年一月十二日印刷
大正四年一月十四日發行

教育學概論 正價金貳圓參拾錢

著者

野田義夫

夫

發行者

株式會社同文館

東京市神田區表神保町二番地

右代表者

森山章之丞

印刷者

中田福三郎

東京市牛込市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

印刷所

株式會社秀英舎第一工場

東京市牛込市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

不許
複製

發兌

東京市神田區表神保町二番地
電話本局四三三七三番
振替口座東京一三六七五番

株式會社同文館

大賣捌

東京早稻田 東京神田 大阪市東區 大阪市北區 朝鮮京城
同文館 東京神田 大阪實文館 盛文館 日韓書房

早稻田大學教授 中島半次郎先生著

人格的教育學の思潮

布裝全一冊
定價金一圓八十錢
郵税金十六錢

輓近教育學界の新思潮!!

- 一、人格的教育學は從來の知力主義の教育に對し人間情意の教育に着目し其内部に潜める内省直覺の力を覺まして自立的の精神的生活を見出し、自然的生活に對し高く精神的生活の原理を標置し自然を精神化するが如き人物を養成せんとし最近の科學哲學の新傾向と相呼應せる新思潮なり
 - 二、人格的教育學は劃一教育を打破し個々人の創造力を重んじ新生活を開き新價值を作り以て國家社會の發達を多方ならしめ高尚ならしむるが如き人を作らんとし現代人の欲望に追はれ空虚なる機械的便宜的生活に甘んぜんに對し人格の權利人格の威嚴を高調せる新思潮なり
 - 三、人格的教育學は教育の活動を科學的に規定せんとするに對し教育の生命を教師と児童との人格的の交渉上に見出さんとし教育を一の高尙なる藝術と見る新思潮なり
 - 四、人格的教育學は教授に人格的の新生命を與へ行かんことを要求する新思潮なり
 - 五、人格的教育學は教育事業の中心を教授よりも寧ろ訓練に移し其訓練に於ては自由の服従を目指すべきを主張する新思潮なり
- 著者は此新思潮を左の如き順序にて紹介し解説し批評す
- 第一 獨逸に於ける教育學研究の現狀
 - 第二 人格的教育學の起りし所以
 - 第三 プラトンのオイアケンの新理想主義を本として組織せる人格的教育學
 - 第四 ケストネルの新理想主義を本とする社會制度及び教育制度
 - 第五 フエルステルの道徳的教育學
 - 第六 リンデの人格的教育學
 - 第七 イブテューネの人格養成を主眼とする教授法
 - 第八 人格的教育學に對する批評

澤柳政太郎 先生著

我國の教育

上製全一冊
定價金二圓
郵税金十二錢

再版

著者が先年英京倫敦にて演說せんとしたる講演草案に修正を加へ其の外國人に向つて述ぶる如き部分を除きたり最も初等及び中等教育に精しきは著者の意の存する處殊に力めて道徳教育を詳述せるは我が教育の特色を外國に闡明するに於て最も其の法を得たるものと云ふべく日本文明史の大要より説き起して日本教育の沿革に及び更に進んで現代日本教育の制度の細節に入り之を詳明するに根本の思潮傾向と社會の情態とを以てし精微殆んど到らざるなく記述材料亦遺す所なし

澤柳政太郎 先生著

教師及校長論

布裝全一冊
價金一圓廿錢
郵税金十二錢

九版

教育の實を擧ぐるは教師の如何にあり教師を統率して能く教育の目的を達するは校長の如何にあり本書は教育上此の最大の問題を論ぜられたるもの殊に著者は中學校長として高等學校長として將た又た兼任高等商業學校高等師範學校長としての經驗あり加ふるに全國の學校長と交り幾多學校長を監督せられたる經驗あり其の校長論の如何に豊富なる經驗と博大なる見識とより湧き出でたるものなるかは特に言待たず其の教師論は出版以來九版を重ねて全國の教師を鼓舞獎勵したるもの今や大に増訂修補せられて陸を離の光彩を添ふ本書一たび出て、我が教育界に一新生面を開き忽ちにして七版を重ねるに至りしも決して怪しむに足らず未だ一讀せざる諸君は時を移さず本日直ちに御注文あるべし

澤柳政太郎
先生著

實際的教育學

布裝釘全一册
定價 圓六十錢
郵稅 八錢

版六

著者以爲らく從來の教育は或は新と謂ひ實驗的と謂ひ我は個人的と稱し社會的と稱するを問はず何れもみな教育研究の堂奥に入らずして纔かに其門前に於て私論を闘はし私見を主張するに過ぎざるのみ教育學は何時まで斯くの如き状態に在るべからずと是に於てか刻苦研究十年加ふるに教育實際學として將た教育行政家としての其の多年の經驗を以てし遂に獨創の新教育學を組織して從來の教育學を根本より改造せんことを試みられたり諸君は本書に依りて初めて科學的なる教育學に接するを得べく初めて教育上に一大光明を認むるを得べく從來の教育學に對する非難は本書に依りて初めて除かるゝことを得べし

東京高師教授
森岡常藏
先生著

教育學精義

布裝釘全一册
定價 圓貳圓
郵稅 八錢

版八十

本邦教育界のオーソリチーとして斯學の堂に入れる森岡教授が多年研鑽の結果を披瀝せられたる本書は先づ教育の意義より説き起して其目的を論ずること最も穩健其方法を述ぶること頗る周到即ち過去の教育説が如何に發展し來りしかを釋ねて現在の探るべき學説を論斷し尙ほ將來の教育が如何にあるべきかを示したるものなり其の所説や偏せず僻せず凡論是れ中正穩健の學説にして方今教育が據つて以て立つべき斯學の原理は實に本書に於て遺憾なく闡明せられたり速かに一讀せらるべし

中村康之助
先生著

實業大國民讀本

洋裝全二册
甲種 金卅五錢
乙種 金三十錢
送料 金八錢

本書は普通教育の讀本に比しより多く實業界慣用の字類語句を包含せしむると共に一般公民として必要なる準備をなさしめんが爲に興趣ある材料を選ひ甲乙の二冊に別ち先づ國家的觀念を確むる事項に章を起し漸次科學の好愛心を誘ふと共に大國民の必要なる心得を加味しつゝ終に日本國民の理想に至りて編を終る本文以外に實業界に必要な彼の候文並に文學趣味を養ふに足る歌詞及び修身材料として必要な箴言格言等挿入し興味を饒ならしめたり

森富次郎
泉屋清次郎
兩先生著

初商業教科書

洋裝全二册
上卷、下卷
各 金廿五錢
送料 金八錢

簡易なる商業教科書の未だ適當なるものなきは教育上刻下の一大缺陷なり本書は商業に關する百般の事項を餘蘊なく網羅し各種機關の性質運用等一々書式雛形等をも添へ最も周到に解説したるを以て簡易商業科の無比の教科書たるのみならず商家子弟の獨習書として最も適當なり

文部省
檢定済

文學博士
小西重直
先生著

現今教育の研究

布裝 全一冊
價金壹圓八十錢
郵稅十二錢

好評
七版

本書は斯界のオソリチー小西先生が現代最新教育教授に關する學說と古來學說の變遷とを比照して、詳細に論評整理し、以て教育實際家の歸趣すべき所を示し其適用の方法を指摘せるものなり。而して現今の小學、中學、高女、實業學校等各種の教育上實際の難問題に涉りて適切に之が解決を試みたるものなり發行以來好評噴々として版を重ねる七回に及びり以て如何に其内容の卓絶せるものあるかを窺ふべし小、中學程度に從事するの士は勿論教壇に立つ士は是非一本を座右に備へられよ

文學博士
中島力造
先生著

絕對現代の倫理學

布裝釘 全一冊
定價金二圓廿錢
郵稅金八錢

好評
噴々

倫理學の研究も他の學科と同じく日進月歩して止まず先代諸大家の説と雖も今日ありては之を其儘繼承主張する學者少なく或は之を修正し或は之を變更し或は其の缺點を補足し以て其の面目を一新したるもの多しとす本書は現代倫理學界の代表者と認むべき諸氏の學說を叙述し之を批評したるものグリーン氏以後唯心論的倫理學說が如何に變化し如何なる方面に進みつゝあるかは本書によりて知るを得べし

奈良女子高等
師範學校教授

文學士 野田義夫先生著

歐米列強 國民性の訓練

布裝釘 全一冊
定價金三圓廿錢
送料十六錢

國運興隆の基礎は國民性の訓練に在り
本書は刻下の時弊を指示し我が國民の猛省を促り

好評
噴々

今や我が國民は明治の聖代を過ぎて大正の新時代に入り更に第二維新の實を擧げんことを期するに方り國民性の訓練に於て猛省一番すべき機運に遭遇せり著者は三箇年餘海外留學に際し彼の勃興の基礎を商運し歐米列強の今日ある所以を尋釋し國運の勃興の基礎は國民性の訓練如何にあるを觀取し進で其方法を究め家庭學校社會の三者如何に相協力して其の任務を盡せるかを叙し以て此の書を成せり其の所論を移して之を我邦の現狀に照せば一々時弊に適せざるものなし本日即時諸君の一讀を要す

文學士 河野清丸先生著

モンテッソリー **教育法と其應用**

布裝釘全一冊
定價金貳圓
送料金十二錢

好評再版

モ氏教育法は如斯して應用せられよ

今や我國に於ては、深遠なる學識と二十餘年の經驗とを重ね、一身を初等教育に捧ぐる河野文學士によりて研究せらるゝは、頗る其の人を得たりといふべし。

本書は、紹介・批評・應用の三部に分ち、特に著者の熱血を注ぎたるは其の第三部に在り。之を自ら管理せる豊明小學校に施し、或は著者併に市内有數教育者の實驗研鑽の結果は集りて第三部應用編を醸成したるものなれば、眞に小學校教師・幼稚保母諸氏は直ちに是を實施し得べく一大福音なりといふべし。

加之モンテッソリー教育法の眞隨は、自學自習の精神を鼓吹するに在れば、巧に之を應用せば以て健全なる小國民を養成し得て、又國家の一大福音といふも過言にあらざるなり。

小學校及教育者必讀せらるべき良書

252
224

終

